

第2期洲本市 子ども・子育て支援事業計画 (最終案)

令和2年3月

洲本市

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制と策定の経緯	3
第2章 洲本市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	4
1 人口・世帯・人口動態等	4
2 女性の就業状況	8
3 教育・保育施設などの状況	9
4 ニーズ調査の概要	11
5 関連団体等ヒアリングの概要	17
6 第1期計画の主な事業の実施状況	20
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 子ども・子育て支援の基本理念	24
2 計画の基本目標	25
3 施策の体系	26
4 将来フレーム（将来の子ども人口）	27
第4章 子ども・子育て支援の総合的展開	28
基本目標1 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり	28
基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	33
基本目標3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり	41
基本目標4 子育てと仕事を両立できる環境づくり	50
第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	52
1 子ども・子育て支援制度の概要	52
2 教育・保育提供区域	57
3 教育・保育の量の見込みと確保の内容	57
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	59
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	66
第6章 計画の推進について	67
1 市民や地域、関係団体との協働	67
2 計画の推進体制	67
3 計画の進行管理	67
資料編	68
1 洲本市子ども・子育て会議条例	68
2 委員名簿	69
3 策定経過	70

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、平成30年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は1.42と、平成25年以降はほとんど増減がなく、人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。

本市においても、合計特殊出生率は、近年は全国や兵庫県に比べて高いものの、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

このような状況下で、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法¹が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始されました。これらの法に基づき、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「洲本市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度から計画的に事業を進めてきました。また、平成29年度には、本計画期間の中間年度を迎えるにあたり、策定後の人口動向や保育需要、事業実績などを踏まえ、中間見直しを行いました。

さらに、国においては、平成29年6月には自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための「子育て安心プラン」、平成30年9月には、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、すべての小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標が設定されました。

また、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげるのが狙いの幼児教育・保育の無償化が、令和元年10月から始まりました。

「第2期洲本市子ども・子育て支援事業計画」は、「洲本市子ども・子育て支援事業計画」を検証、評価したうえでの、後継の計画であることを踏まえて、洲本市の子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み、育て、就業と子育ての両立ができる社会を実現するための計画です。

¹ 子ども・子育て支援新制度の根幹となる平成24年8月に成立した以下の3法をいう。

- ① 「子ども・子育て支援法」
- ② 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」
- ③ 「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

「洲本市子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画という)は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法 (市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

次世代育成支援対策推進法 (市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

また、厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」を含む、洲本市の子育て支援施策の総合的な計画として位置づけるものです。

(2) 洲本市計画体系等における位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「洲本市総合計画」に則し、保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画や本市の魅力や特長を生かした定住施策との整合・連携を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画となります。

なお、本計画は、国・県の子ども・子育て支援の関連計画と整合性のとれた計画として策定するものです。

3 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、概ね18歳までの子どもとその家庭とします。

子育て支援を行政と連携・協力して行う事業者や企業、また地域で活動する住民や団体等も対象としています。

4 計画の期間

本計画は、令和2年度～6年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行います。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
第1期 子ども・子育て支援事業計画						第2期 子ども・子育て支援事業計画				
● 中間 見直し										

5 計画の策定体制と策定の経緯

(1) 洲本市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、市民、学識経験者、教育・保育や子育て支援に関わる団体の代表者、事業者の代表者からなる「洲本市子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

(2) 計画策定に伴うニーズ調査

計画策定に伴う基礎資料とするため、ニーズ調査によって得られた市民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しています。

(3) 関係団体等ヒアリング

ニーズ調査では把握しきれない定性的な子ども・子育てニーズ等を把握するため、子育てサークルや関係団体を対象にヒアリング調査を行い、本計画の策定に反映しています。

(4) パブリックコメントの実施

市民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

第2章 洲本市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

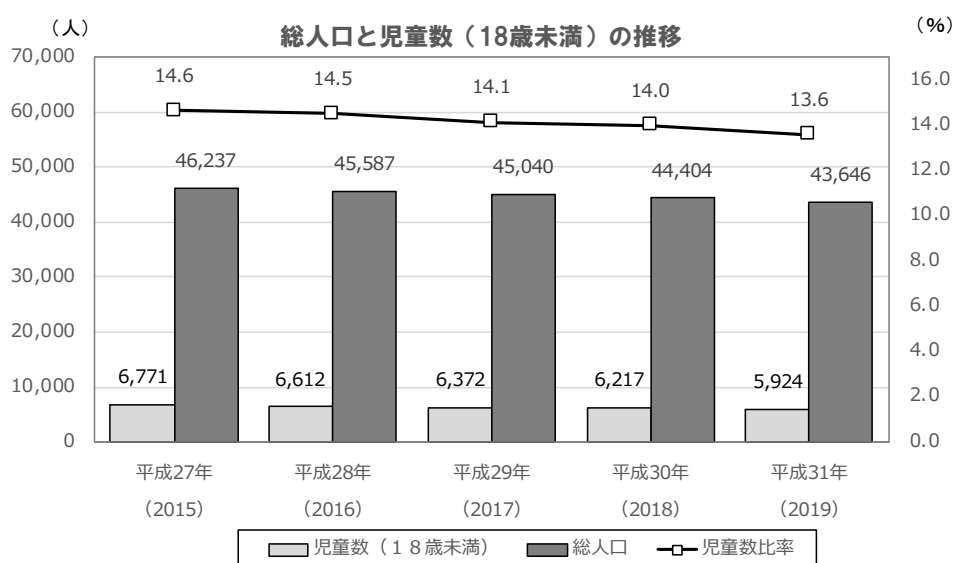
1 人口・世帯・人口動態等

総人口とともに年少人口は減少しており、児童数比率も減少

(1) 総人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、また児童数（18歳未満）は平成27年の6,771人から平成31年には5,924人となって、4年間で847人（12.5%）の減少となっています。

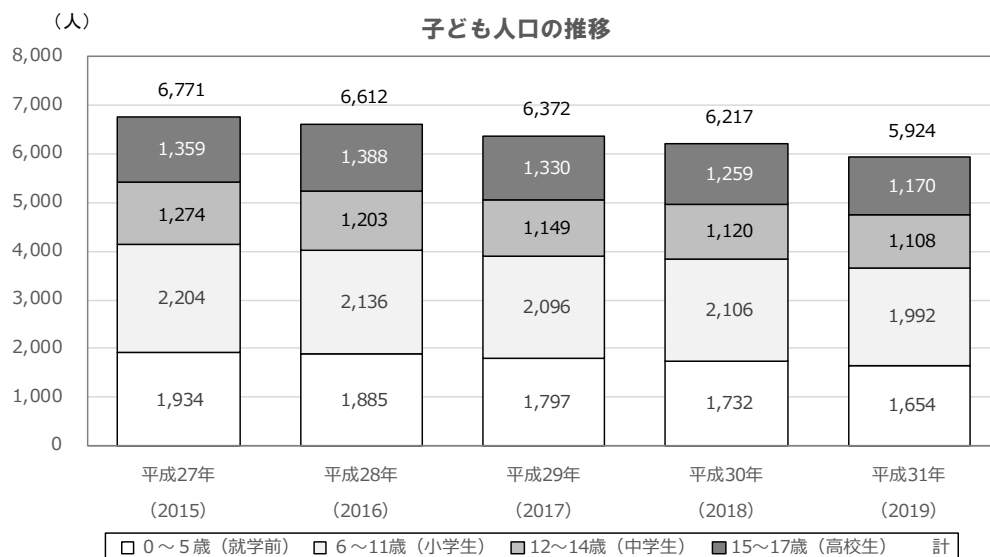
総人口に占める児童数比率でみると、平成27年の14.6%から平成31年には13.6%へ1.0ポイント減少しています。



※住民基本台帳（各年3月末時点）

(2) 子ども人口の推移

18歳未満の子ども数は、0～5歳（就学前児童）、6～11歳（小学生）、12～14歳（中学生）、15～17歳（高校生）のすべての区分で減少傾向です。



※住民基本台帳（各年3月末時点）

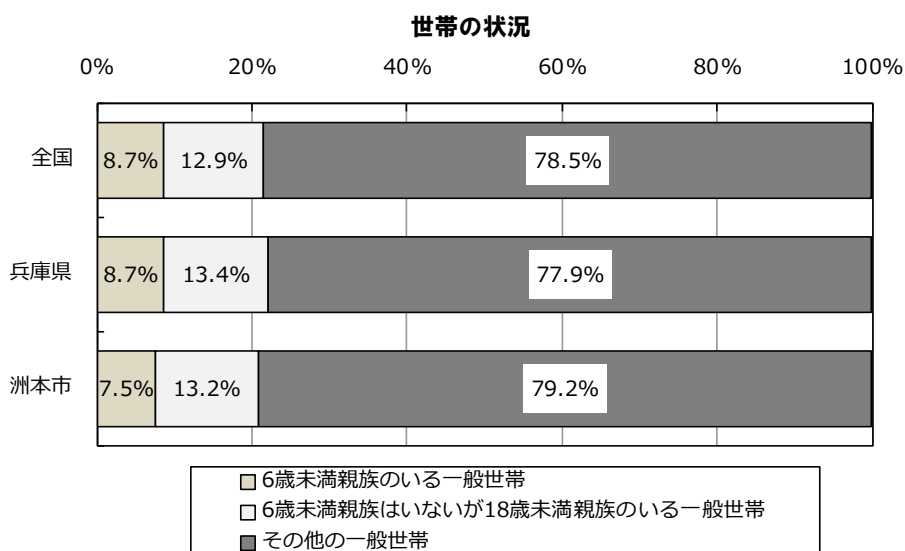
	現 況				
	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
児童数	6,771	6,612	6,372	6,217	5,924
0歳	296	292	293	280	229
1歳	287	306	289	289	281
2歳	308	287	297	285	284
3歳	338	303	287	294	278
4歳	363	341	295	289	291
5歳	342	356	336	295	291
6歳	340	344	352	340	288
7歳	347	337	338	356	333
8歳	385	342	340	335	356
9歳	346	386	340	344	334
10歳	384	344	385	343	342
11歳	402	383	341	388	339
12歳	374	399	383	339	383
13歳	429	374	394	388	335
14歳	471	430	372	393	390
15歳	433	464	429	369	387
16歳	490	432	465	425	360
17歳	436	492	436	465	423
就学前	1,934	1,885	1,797	1,732	1,654
小学生	2,204	2,136	2,096	2,106	1,992
低学年	1,072	1,023	1,030	1,031	977
高学年	1,132	1,113	1,066	1,075	1,015
中学生	1,274	1,203	1,149	1,120	1,108
高校生	1,359	1,388	1,330	1,259	1,170
児童数の 対人口比	14.6%	14.5%	14.1%	14.0%	13.6%

※住民基本台帳（各年3月末時点）

子どものいる世帯の割合はやや低く、6歳未満の子どものいる世帯は、8割程度が核家族

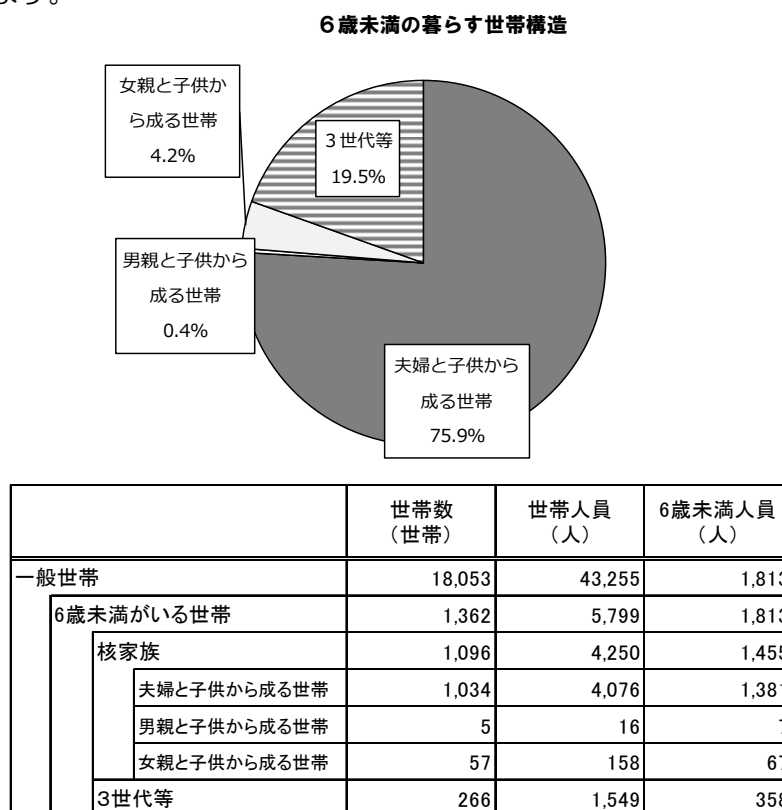
（3）世帯構造

本市の世帯の状況をみると、6歳未満の子どものいる一般世帯は7.5%、6歳未満はなが18歳未満の子どものいる一般世帯は13.2%で、これらを合わせた18歳未満の子どものいる世帯は20.7%となり、全国水準や兵庫県水準を下回っており、本市は子どもがいる世帯の割合が、全国・兵庫県の水準より低いことがわかります。



※国勢調査（平成27年）

6歳未満の子ども（1,813人）のいる世帯は1,362世帯であり、うち80.5%が核家族となっています。



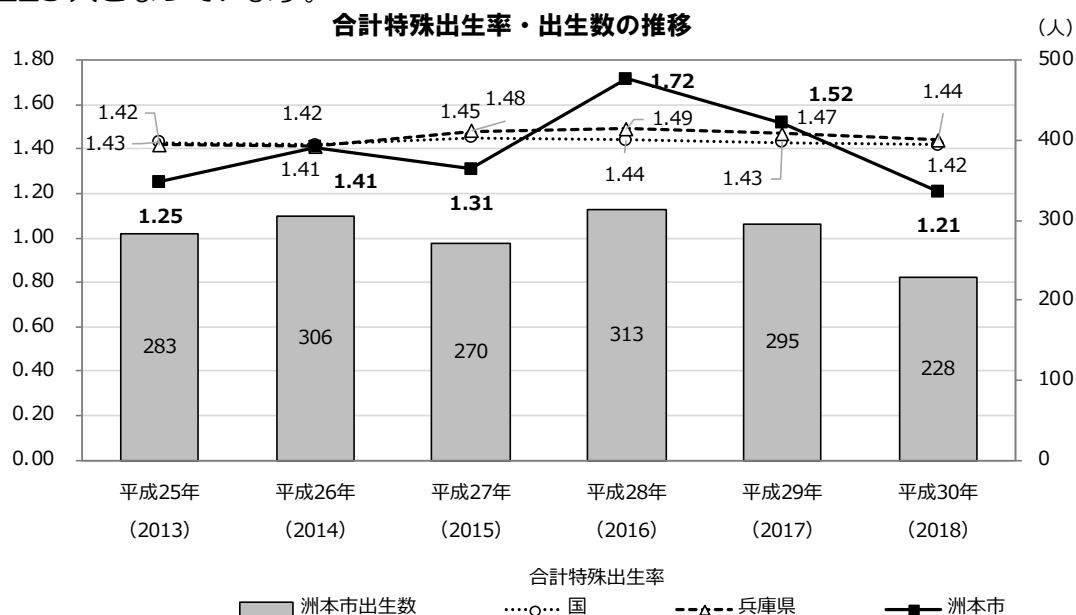
※国勢調査（平成27年）

※6歳未満がいる世帯の合計は「非親族を含む世帯」を含む

合計特殊出生率は、近年は全国や県に比べて高い

（４）出生の動向

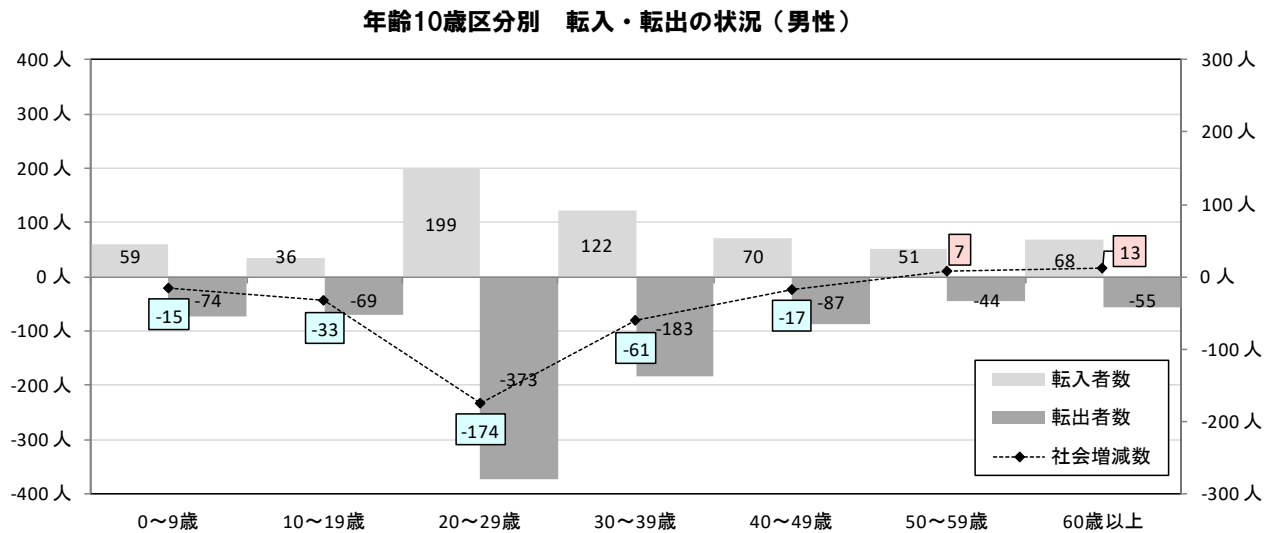
合計特殊出生率の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、平成28年と平成29年は全国値や兵庫県の値よりも高い数値で推移していましたが、平成30年は1.21に減少しています。出生数についても毎年300人前後で推移していましたが、平成30年は228人となっています。



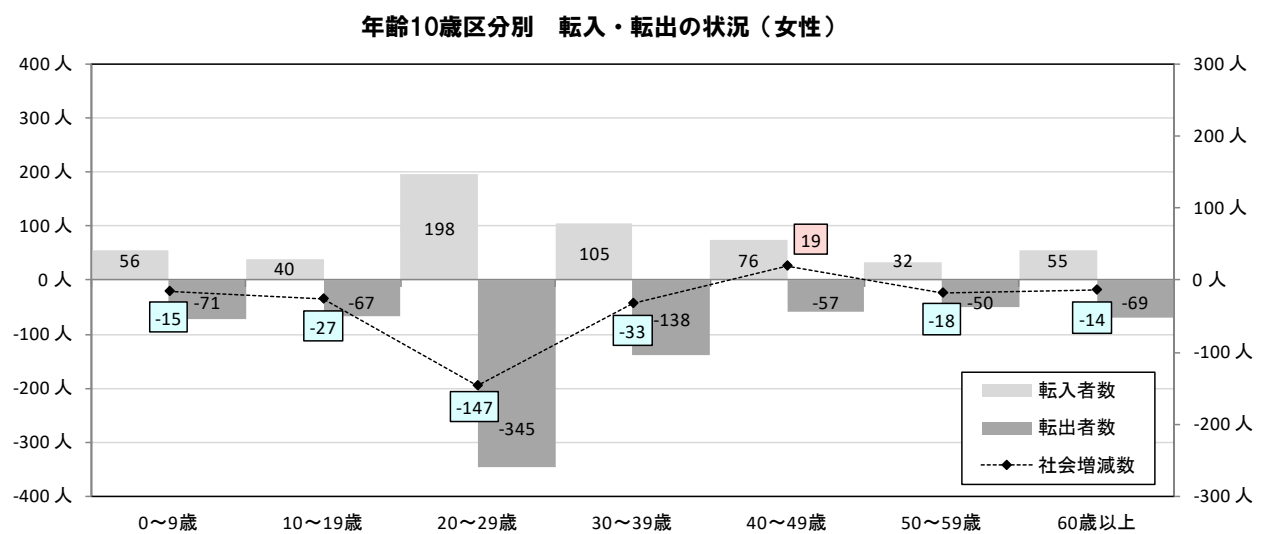
※合計特殊出生率（国、兵庫県：人口動態統計）、洲本市（出生数、女性人口により独自算出）
 ※出生数：人口動態統計

(5) 転出・転入の状況

平成30年の洲本市の性別・年齢10歳階級別の移動状況をみると、20～29歳における転出傾向が顕著であり、特に20～29歳の男性の社会増減数については、女性の社会増減数のマイナス147人を大きく下回るマイナス174人となっています。



（平成30年住民基本台帳人口移動報告※外国人含む）

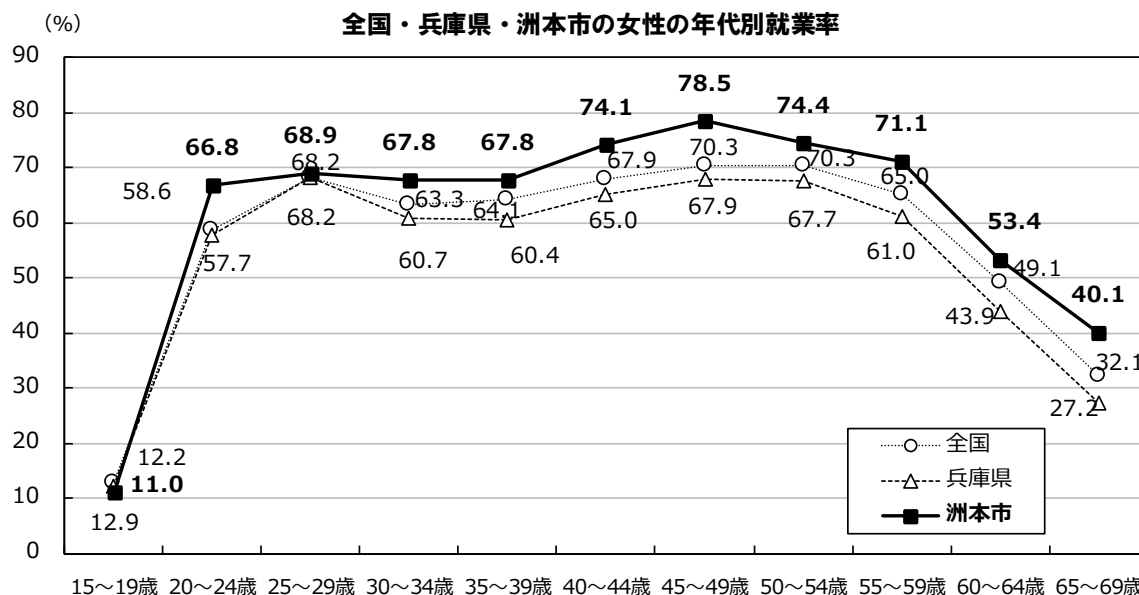


（平成30年住民基本台帳人口移動報告※外国人含む）

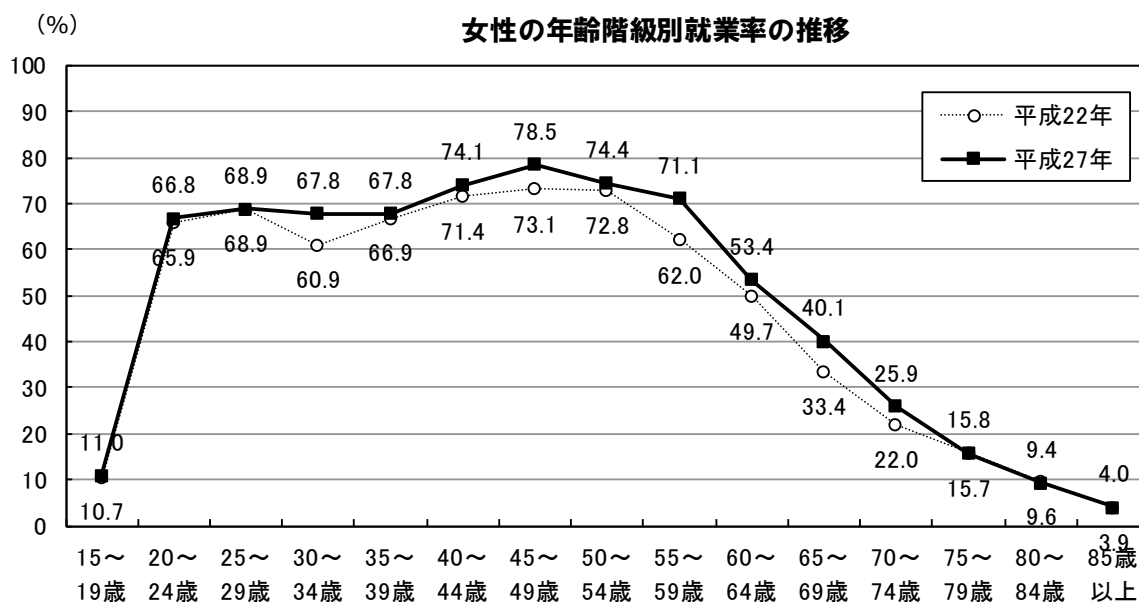
2 女性の就業状況

女性の就業率は全国・兵庫県の水準よりも高い

平成27年の女性の年齢階級別の就業率は、全体的に全国・兵庫県と比べてやや高い割合となっています。



また、洲本市の女性の平成27年の就業率を、平成22年の就業率と比較すると、5年間ですべての世代の就業率が増加しており、なかでも30～34歳の就業率が、6.9ポイント程度の増加がみられ、M字カーブが改善されています。

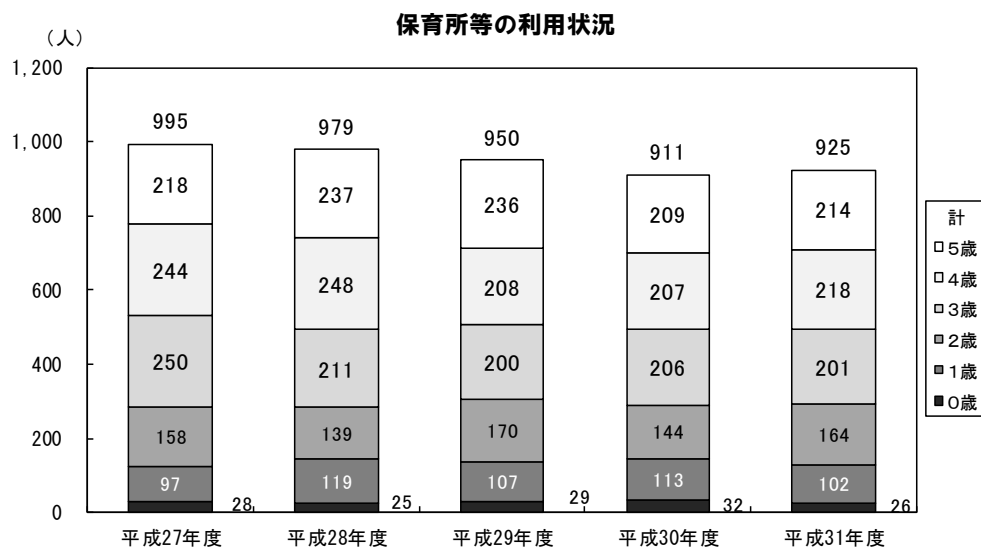


3 教育・保育施設などの状況

(1) 保育所と認定こども園（保育利用）の状況

市内には、公立園が9施設、私立園が3施設あります。

保育所や認定こども園（保育利用）の利用状況は、子ども数の減少とともに減少傾向となっていました、平成31年度は増加に転じ、925人となっています。



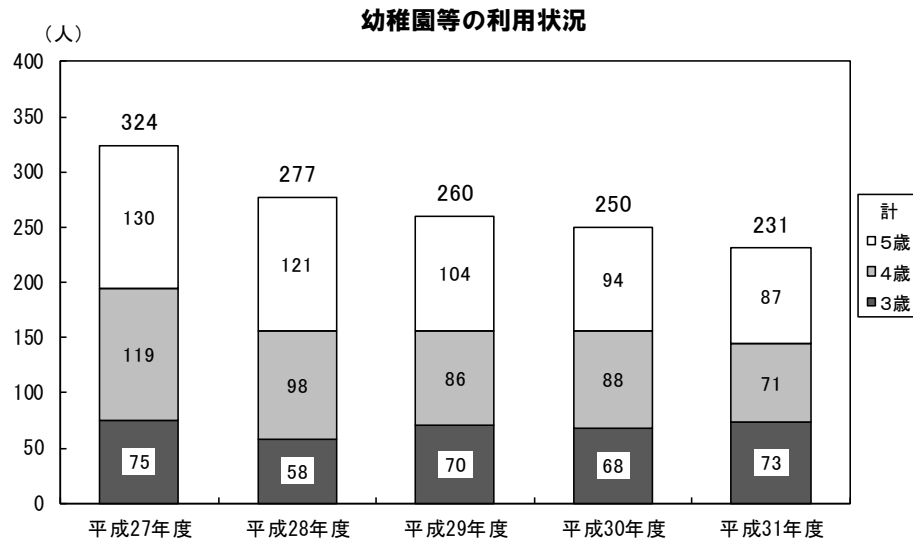
施設名	
公立	認定こども園なのはなこども園
	中川原保育所
	安乎保育所
	由良保育所
	都志保育園
	鮎原保育園
	広石保育園
	鳥飼保育園
	堺保育園
私立	認定こども園洲本こども園
	認定こども園千草こどもの園
	認定こども園おおの

※平成31年4月1日現在

(2) 幼稚園、認定こども園（教育利用）の利用状況

幼稚園の施設数は、平成31年度には公立2施設、私立1施設です。

幼稚園と認定こども園（教育利用）の利用者数は、年々減少しており、平成31年度で231人と平成27年度に比べ93人減少しています。



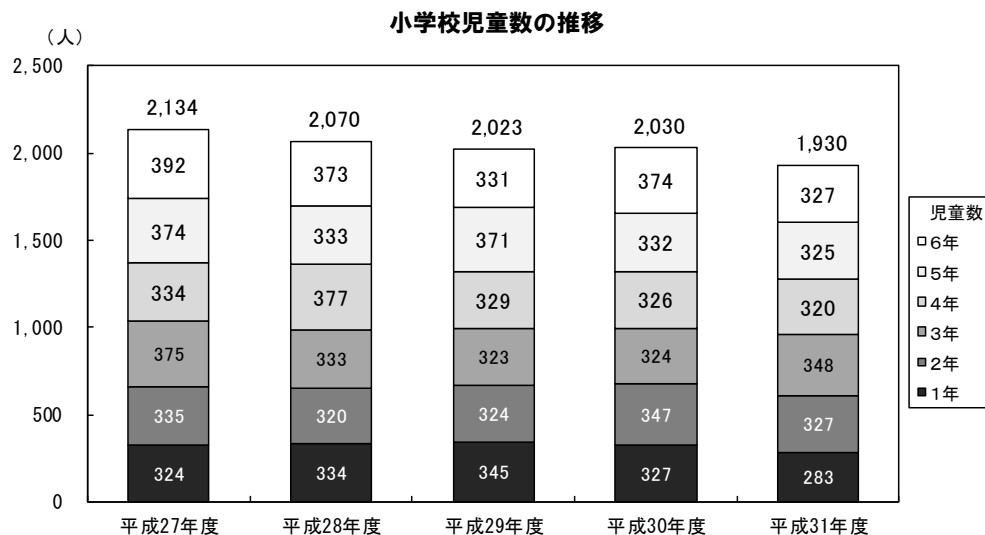
※各年5月1日現在

施設名	
公立	洲本幼稚園
	大野幼稚園
私立	柳幼稚園

※令和元年5月1日現在

(3) 小学校の状況

市内には、小学校が13校あります。児童数は年々減少しており、平成31年度は1,930人で、平成27年度に比べ204人減少しています。



※各年5月1日現在

4 ニーズ調査の概要

(1) 調査の概要

本調査は、令和2年～令和6年度を計画期間とする「第2期洲本市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため実施したものです。

① 調査の種類と実施方法

調査の種類	調査の対象（母集団）	調査期間	実施方法
就学前児童アンケート	市内の就学前児童（0～5歳）の保護者	平成31年 2月8日～2月22日	郵送による 配布・回収
小学生アンケート	市内の就学児童（小学1～5年生）の保護者	平成31年 2月8日～2月22日	

※調査基準日：平成31年1月1日

② 配布と回収状況

		配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	今回	1,000 票	504 票 (うち白票 6)	50.4%
	【参考】 前回	1,539 票	729 票	47.4%
小学生アンケート	今回	1,000 票	519 票 (うち白票 7)	51.9%
	【参考】 前回	584 票	236 票	40.4%

※前回の小学生アンケートは、1年生～3年生を対象として実施しています。

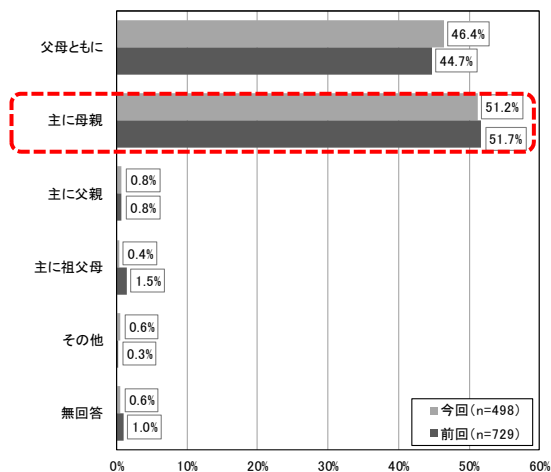
(2) 調査の結果からみる特徴と課題

※集計は、小数点以下を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

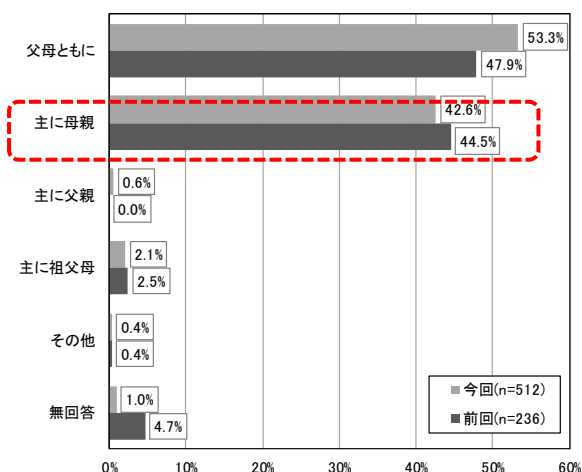
課題1 子育てを支援する地域社会づくり

★子育てを主に行っている方は、「父母ともに」が増加しているが、就学前は半数以上が「母親」
⇒さらなる「父親」の育児参加が求められる

[就学前児童保護者]

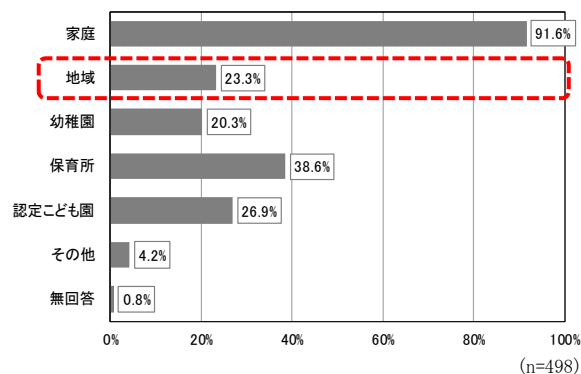


[小学生保護者]

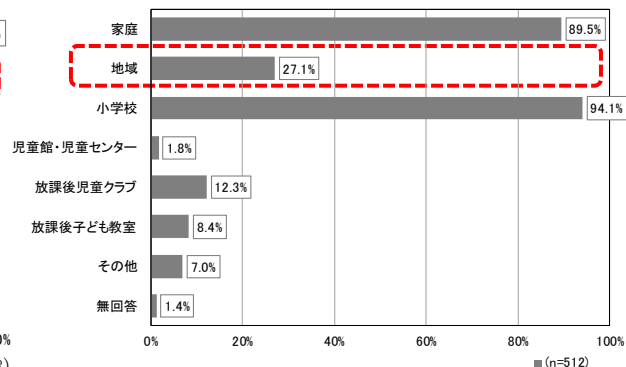


★子育てに大きな影響を与えると思う環境は、就学前・小学生の保護者ともに「地域」は、2割～3割程度 ⇒地域全体での子育てを支援する体制の充実が必要

[就学前児童保護者]

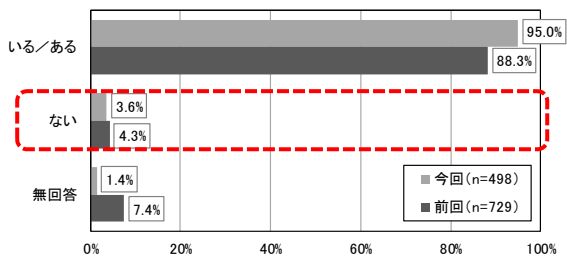


[小学生保護者]

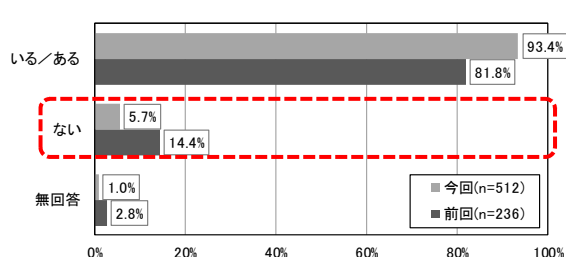


★相談相手がない方が就学前・小学生の保護者ともにわずかながらみられる⇒相談窓口のさらなる周知等が必要

[就学前児童保護者]



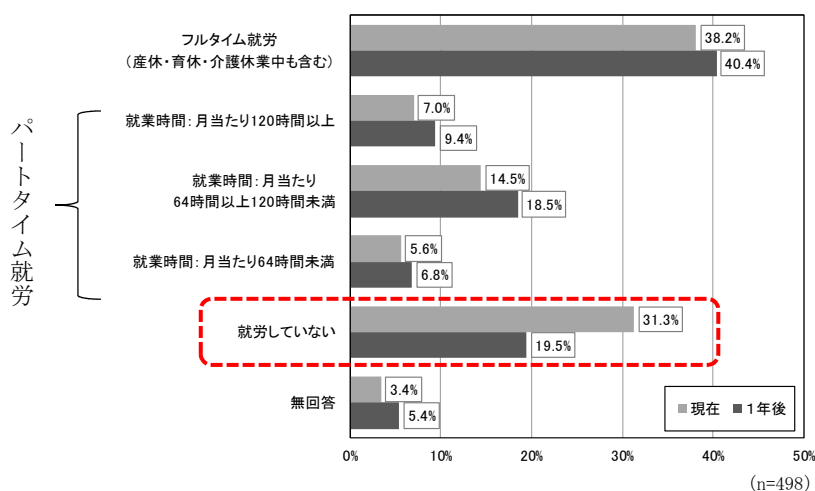
[小学生保護者]



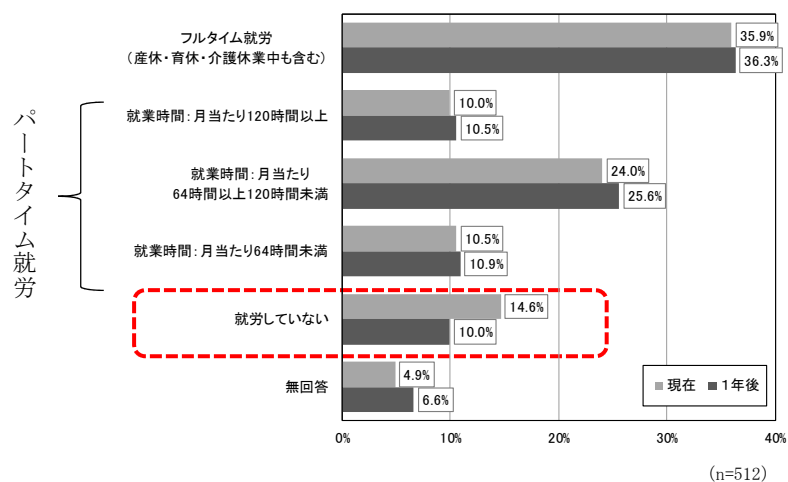
課題2 幼児期の教育・保育の充実

★母親の就労状況は、就学前・小学生の保護者ともに1年後に「就労していない」方が減少⇒保育需要や放課後児童クラブの利用意向のさらなる高まりが想定される

[就学前児童保護者]

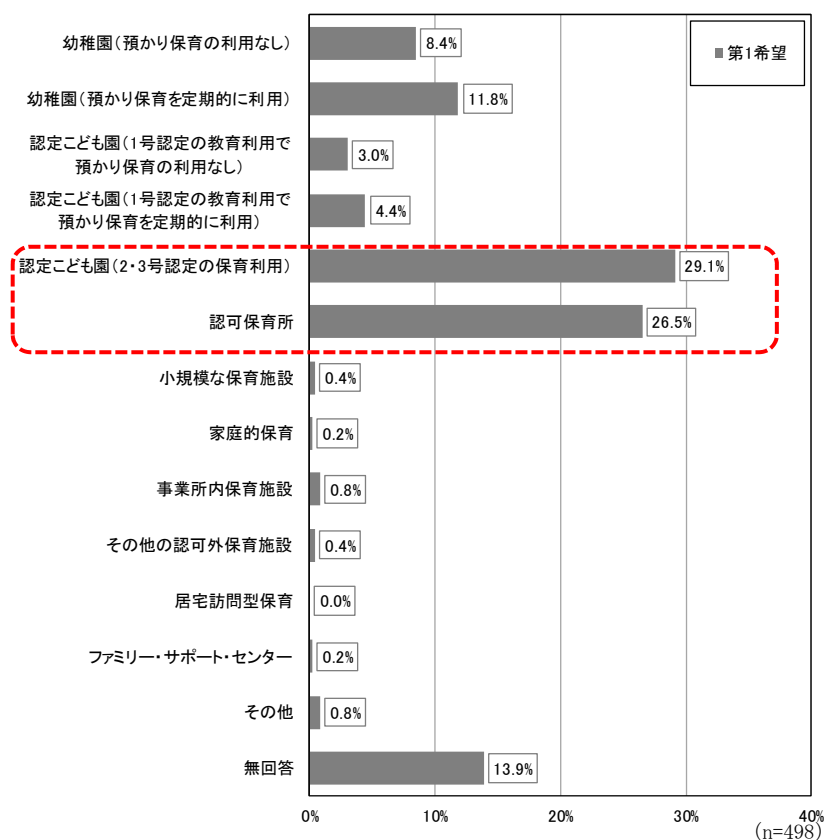


[小学生保護者]



★利用したい教育・保育事業は「認定こども園（2・3号認定の保育利用）」と「認可保育所」の利用意向が高い

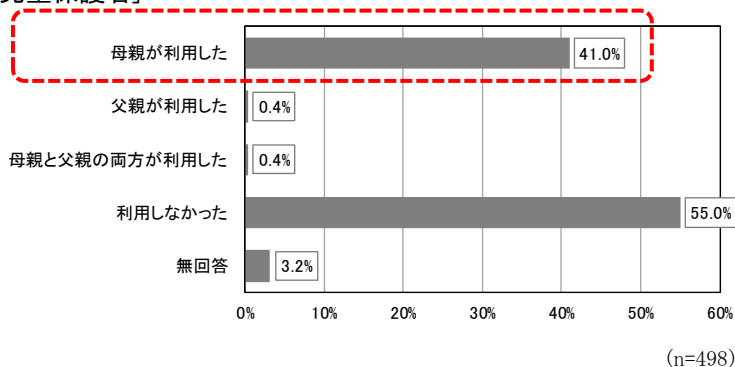
[就学前児童保護者]



課題3 仕事と子育ての両立支援

★育児休業²の取得状況は、父親の「利用した（取得中である）」は0.4%と少ない⇒父親の育児参加に向けて、制度の周知や男性が育休を取得しやすい職場環境の醸成が重要

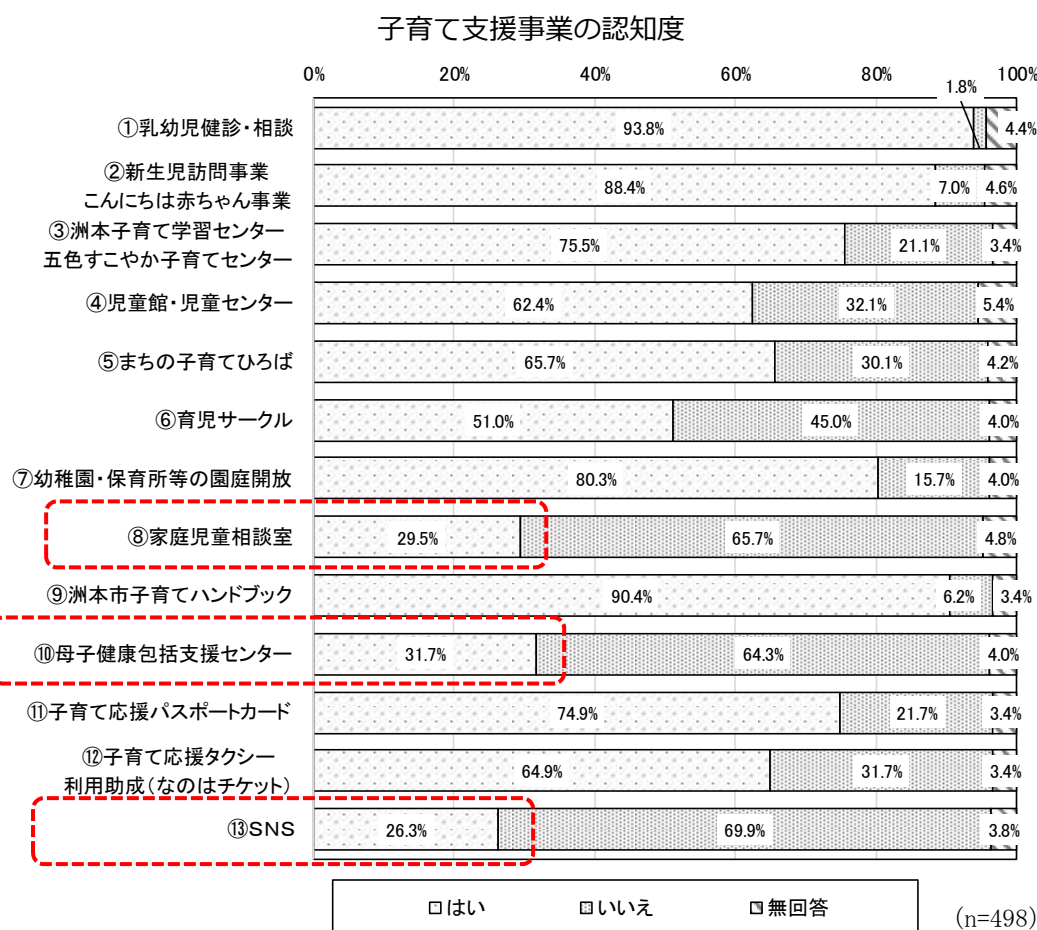
[就学前児童保護者]



課題4 様々な子育て支援策の充実

★子育て支援事業の中で、各種情報・相談事業の認知度が低い⇒さらなる周知等が必要

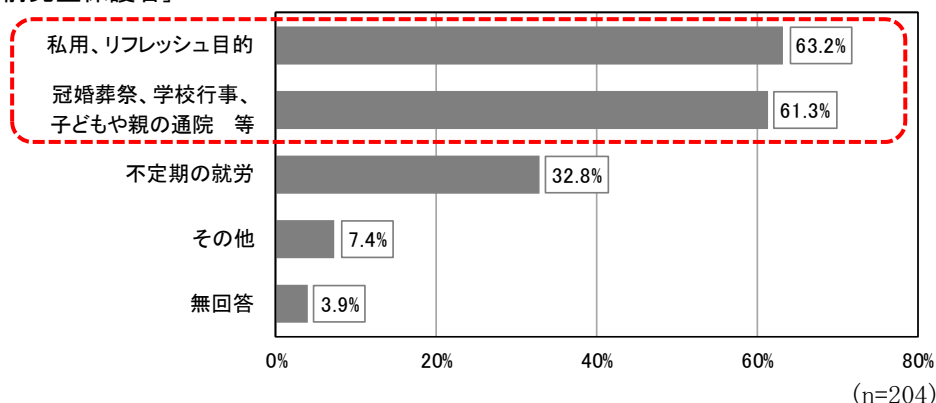
[就学前児童保護者]



² 育児休業：労働者が育児のために退職することなく、一定期間休業することができる制度。「育児・介護休業法」では、1歳6か月以後も、保育所等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで延長できる。

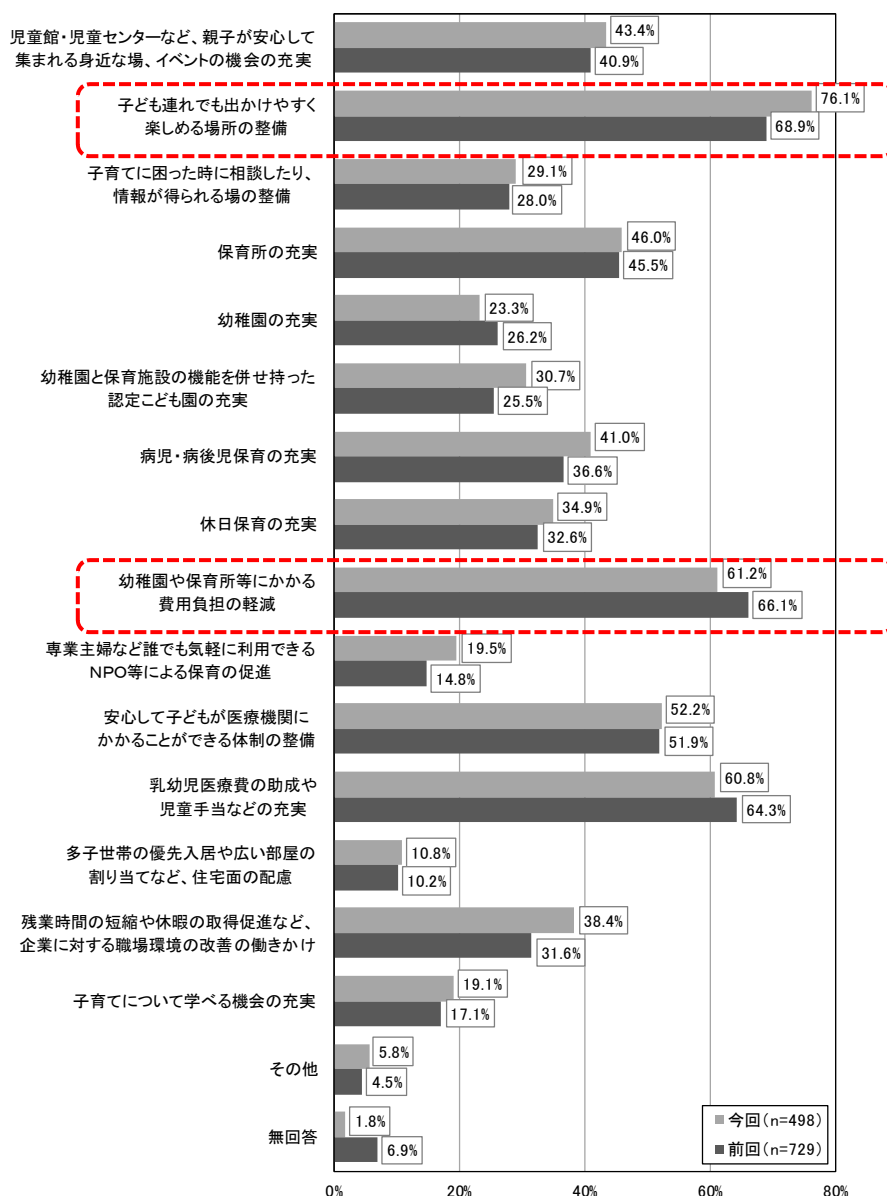
★不定期事業の利用目的は、「私用、リフレッシュ目的」や「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院 等」が高い⇒働いている、いないにかかわらず、すべての子育て家庭を支援するサービスの充実を図るとともに、利用しやすい提供体制を整えることが必要

[就学前児童保護者]

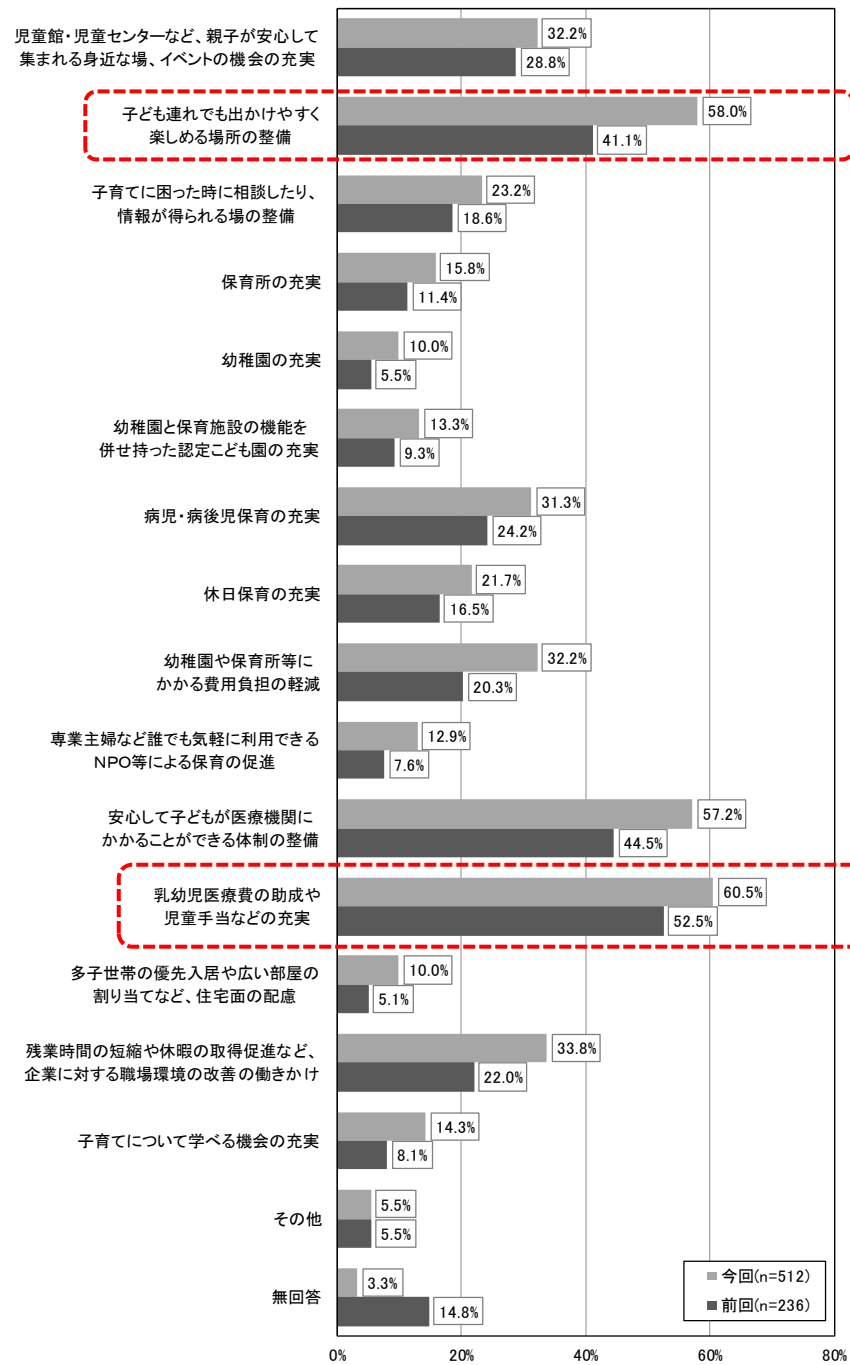


★望ましい子育て支援施策は、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所の整備」や経済的負担の軽減などの割合が高い⇒遊び場などの整備とともに幼児教育・保育の無償化による改善が図られるが、市の手厚い支援制度等について、今後も適正な運用が求められる

[就学前児童保護者]

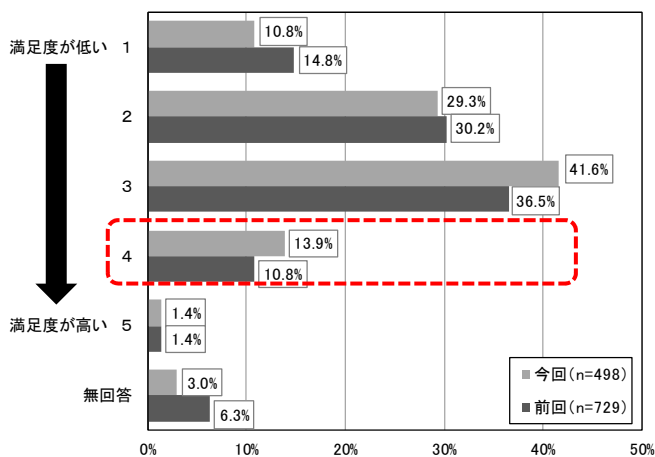


[小学生保護者]

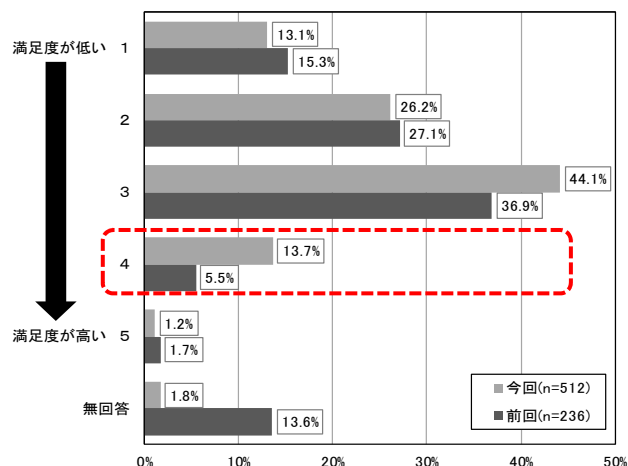


★洲本市の子育て環境や支援への満足度は、就学前・小学生の保護者ともに、前回調査と比較して満足度が高い「4」が増加⇒今後もニーズを踏まえた取組や支援を行い、市民の満足度の向上につなげることが必要

[就学前児童保護者]



[小学生保護者]



5 関連団体等ヒアリングの概要

(1) 目的

第2期洲本市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、市内で子ども・子育てに関する活動をしている団体を対象に子ども・子育てに関する課題やニーズ、今後計画に反映すべき点等についての調査を行いました。

(2) 調査方法

ヒアリングシートを配布し、提出いただいたヒアリングシートをもとに、団体からの思いだけでなく、それぞれの支援団体の活動に来られる利用者、保護者から聞いているニーズ、ニーズを聞いて支援者として必要だと思うことについて聞き取り調査を行いました。

【対象団体：子ども・子育て支援関連団体】

- 育児サークル・子育てサークル 2 団体
- 洲本市子ども会連絡協議会
- 洲本市社会福祉協議会

聞き取り調査日時：7月16日（火）13:30～14:30

問1 ①子どもや保護者が求める支援

意見内容
○親子交流の場 ・子連れで参加しやすい体験学習 ・親子ともに友達と過ごす季節のイベント
○安全に遊べる場所
○幼児向けの講座等
○急な用事の時に子どもを見てもらいたい（人）
○学童保育の延長対応
○転入してきた保護者が、周囲とのつながりをもつ機会

問1 ②支援のために必要なこと

意見内容
○サークルの魅力である、楽しく、ほのぼのとした時間を過ごせる雰囲気づくり
○親・子ども・支援者ともに、人を集める、集まるための効率的な日程調整等
○ファミリー・サポート・センターの実施
○子育てサークルのメンバーと機関とが意見交換できる機会を増やす

問2 活動の問題・課題

意見内容
○基本的に自由参加なので、活動（イベント）内容で参加人数の差が大きく、参加者や予算の確保が難しい。内容はもちろん大事だが、サークルの魅力を理解してもらってメンバーを増やしていきたい。
○働く人が多いので人数が減っていつている。また、役員になることに不安を持つ人が多くいることで、活動自体に参加していただけないことが課題。
○指導者、ボランティア支援者も長年続けて高齢化してきており、若い世代の後継者が少ない。
○兵庫県全体で子ども会が減っている。
○親も子どもが小さい時は一緒に参加して支援してもらえるが、小学校に入ってくると関わりも少なくなってくる。忙しくてかまう時間がない気がする
○子どもたちが自分で考える力を身につけるため、もっといろんな体験をする必要があるのではないか。
○「まちの子育てひろば」を実施しているが、対応できるスタッフが不足している。

問3 今後特に取り組みたいこと

意見内容
○以前は毎週行っていたサークル活動が今は月2回へと減ってしまったので、また毎週行えるように役員とメンバー募集にも努めたい。
○参加メンバーが増えるようにPCサイトやSNS ³ で発信する。
○定期的に交流の場をもつことで悩みを話せたりするが、口コミでしか入会希望が入ってこない。入会したい方の連絡ルートが少ないので、連絡しやすい方法（SNSやDM）を考えていきたい。
○子育てサークル同士の合同事業を増やし、交流を深めたい。
○市内全体で集めてする行事はできにくくなっているが、各地区単位で集会を行い、お互いを知る機会を作っていきたい。
○子ども、親、先生、みんなが忙しいが、今後もみんなが喜ぶ活動をしていきたい。
○障害児への支援を充実させたい。
○もっと子育てサロンをPRしていきたい。
○サークル等で希望があればスタッフを派遣したい。
○育児・子育てサークルとLINEで情報共有をしていきたい。
○親も楽しめる企画をもっと増やしていきたい。

問4 行政からの必要な支援等

意見内容
○転勤等で淡路島に移住され、車や運転免許証がない等、様々な理由で遠出ができない環境の親子がいるので、「ママのためのドライバー」のようなサービスがあれば、市や淡路島の様々なイベント行事に参加することができるようになるので交流の場ができ、閉じこもりがちな子育ての手助けになると思う。
○サークルに参加したい声はよく聞くが、どうしたらよいかわからない人も多いのではないかと。情報発信の仕方を検討する必要がある。行政にも声かけしていただきたい。
○参加者が少なくなっていて、イベントを開催したくても人が集まるか不安がある。交流の場がほしい人はいっぱいいると思うので、作成したチラシ等を健診時等に妊婦さんなどへ紹介し、つなぎ役になっていただきたい。
○都会と違って歩いて行ける公園や児童遊園が少ない。整備をしてほしい。
○都度の会費で活動しているが、助成金があると助かる。
○イベントの日程等の調整が難しく、社会スポーツ、体育協会、子ども会、商工会、学校等、他の団体の情報がわかりづらい。1ヶ所でまとめた行事一覧表があるとよい。
○拡大的に子どもに関連する団体が話せる場がほしい。定期的に意見交換の場があるとよい。
○専門のスタッフの確保について、財政的な支援があれば。
○子育て拠点についてのPRをもっとしていただきたい。

³ SNS : social networking service の略で、web上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのこと。主にTwitterやFacebook、LINE、Instagramなど。

6 第1期計画の主な事業の実施状況

(1) 幼児期の教育・保育

本市では平成31年4月より公立認定こども園を開設し、保育の利用定員を増やして保育需要の増加に対応しています。

平成31年度実績は、量の見込みを利用区分別で見ると、1号認定は19人下回り、2号認定23人、3号認定（1・2歳）は4人、見込みを上回っており、低年齢児での保育利用希望の増加が見受けられます。

(人)

	平成27年度				平成28年度			
	満3歳以上 教育標準 時間認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定 (3号)		満3歳以上 教育標準 時間認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定 (3号)	
	(1号)	(2号)	0歳	1・2歳	(1号)	(2号)	0歳	1・2歳
量の見込み	340	557	54	297	319	522	53	295
利用実績	324	712	28	257	277	696	25	264
実績-見込み	△ 16	155	△ 26	△ 40	△ 42	174	△ 28	△ 31

	平成29年度				平成30年度			
	満3歳以上 教育標準 時間認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定 (3号)		満3歳以上 教育標準 時間認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定 (3号)	
	(1号)	(2号)	0歳	1・2歳	(1号)	(2号)	0歳	1・2歳
量の見込み	308	503	51	293	255	615	27	265
利用実績	281	642	53	278	265	624	43	273
実績-見込み	△ 27	139	2	△ 15	10	9	16	8

	平成31年度			
	満3歳以上 教育標準 時間認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定 (3号)	
	(1号)	(2号)	0歳	1・2歳
量の見込み	250	610	26	265
利用実績	231	633	26	269
実績-見込み	△ 19	23	0	4

※平成27年度から平成30年度は3月末、平成31年度は4月1日現在

(2) 延長保育保育事業（時間外保育事業）

平成30年度の利用状況は量の見込みを下回っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	142人	137人	95人	90人	90人
利用実績	107人 (延1,115人)	96人 (延1,108人)	101人 (延3,309人)	44人 (延991人)	-

（３）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

未就学児の保育ニーズと同様に、放課後児童クラブの利用希望も増加傾向にあります。

平成31年4月より広石小学校区内において新たに放課後児童クラブを開設し、他校区の児童の受け入れもするなど、事業の拡大を図っています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	低学年	250人	246人	312人	309人	294人
	高学年	182人	175人	31人	31人	29人
	合計	432人	421人	343人	340人	323人
利用実績	低学年	304人	329人	357人	410人	737人
	高学年	27人	38人	55人	17人	43人
	合計	331人	367人	412人	427人	780人

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

平成27年度より本事業を開始していますが、利用数は量の見込みを下回っており、確保の方策においても充足している状況となります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
利用実績	0人日	6人日	7人日	1人日	

（５）地域子育て支援拠点事業

平成30年度より、市内2箇所で開設している子育て学習センターを地域子育て支援拠点事業として整備し、事業を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	4,655人回	4,655人回	4,655人回	4,655人回	4,655人回
計画確保方策	0か所	0か所	0か所	2か所	2か所
実績	0か所	0か所	0か所	2か所	2か所

（６）一時預かり事業

平成30年度の利用実績では、3～5歳の預かり保育において、量の見込みを上回る状況となっていますが、提供体制は確保されています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	3～5歳 1号	3,553人日	3,333人日	7,477人日	6,231人日	4,919人日
	3～5歳 2号	13,257人日	12,436人日	6,719人日	7,214人日	7,164人日
	0～5歳	2,682人日	2,563人日	670人日	633人日	623人日
利用実績	3～5歳 1号	11,807人日	8,788人日	8,328人日	6,379人日	-
	3～5歳 2号	6,306人日	7,874人日	8,427人日	8,695人日	-
	0～5歳	667人日	724人日	697人日	570人日	-

(7) 病児・病後児保育事業

平成31年4月より新たに開設した公立認定こども園に病後児保育室を設け、事業に取り組んでいます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	312人日	312人日	312人日	312人日	312人日
実績	0人日	0人日	0人日	0人日	

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業については、現在実施しておりません。利用者ニーズについては、一時預かり事業（0～5歳）、放課後児童クラブ等で対応を行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	144人回	144人回	144人回	144人回	144人回
実績	0人回	0人回	0人回	0人回	

(9) 利用者支援事業

利用者支援事業については、平成29年度より母子保健型として事業を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	1か所	1か所	1か所	1か所	2か所
実績	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

保健師、助産師、家庭児童相談員により対象家庭を訪問して事業を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	302人	293人	284人	276人	267人
利用実績	275人	297人	272人	226人	

(11) 養育支援訪問事業

利用状況に関わらず、要保護児童等に対する支援のために関係機関との連携強化に努めるとともに、支援が特に必要な対象者の家庭に対し支援員等を派遣し、引き続き育児不安の解消に努めています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	4人	4人	4人	4人	4人
利用実績	2人	1人	0人	1人	

(12) 妊婦健康診査事業

助成券の交付により、妊婦健康診査に係る費用の助成を行っています。本事業は、妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えるために重要であることから、積極的な受診を促進するために支援しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	381人	369人	357人	346人	337人
利用実績	518件	502件	278件	300件	

第3章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育て支援の基本理念

本計画は、「洲本市子ども・子育て支援事業計画」の第2期の計画であり、第1期の取組をさらに発展させる後継計画的な性格を有するものであることから、基本理念を踏襲することとし、本市における子ども・子育て支援の基本理念を次のように設定します。

洲本市で子どもを産んで育てたくなるような環境づくりに努め、教育・保育の質の向上、家族の協力による子育て、行政、民間、地域の連携など、まちが一体となって子育てを支援できる取組を推進します。

こうした子育て支援の実現を通じて、安心して子どもを産み、子どもがすくすくと育ち、その親も子どもが育っていくことに喜びを感じ、互いに成長し合っていくことは、洲本市の元気や活力につながっていきます。さらに、次代の主役である子どもの育ちを、まちがあたたかく応援し、見守っていくことで、みんなの笑顔がきらめく洲本市をめざして、次の通り、計画の基本理念を定めます。

洲本で子育て！みんなきらめく笑顔のまち

2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、第1期計画を継承した次の4つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、たくましく生きる力を育み、さらに家庭を築き、子どもを産み育てる喜びを感じていけるように、親と子がともに学び、育ち合うための学習の機会や場の整備を推進します。また、すべての子育て家庭に対する様々な教育・保育サービスや子育て支援サービスの充実と、その質の向上をめざします。さらに、将来の親となる世代が、子どもや家庭の大切さを知るためのふれあいの機会を広げるとともに、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい思春期の子ども達に対し、関係機関と連携した支援を充実させます。

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

子どもが健やかに生まれ、育つことができる環境の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、子どもとその家族の健康を実現するための支援を推進します。また、ひとり親や虐待防止に向けた支援や、子どもの発達に対する支援、障害児施策、経済的な支援、外国につながる子どもへの支援など特別な支援を必要とする子ども達への支援の充実を図り、多様な子育て支援サービスの充実に努めます。

基本目標3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり

まちが一体となって子どもたちを見守ることができる子育て支援サービスを推進します。特に各主体が連携を図りながら、子育て支援ネットワークを充実させ、祖父母などの家族の協力を得られるように働きかけ、子どもと親 双方の育ちを支援していきます。また、子どもを安心して産み育てることができる安全なまちをめざして、警察や幼稚園、保育所、学校等との連携を強化するとともに、地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備を推進し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進します。

基本目標4 子育てと仕事を両立できる環境づくり

男女がともに子育てをしながら働きやすい社会を実現すべく、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。子育て家庭だけでなく、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援をめざします。さらに、男性が子育てに積極的に参加できるよう、子育て家庭に配慮した企業の取組が促進されるよう、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを産み育てていく意識を広めていくことに努めます。

3 施策の体系

基本
理念

洲本で子育て！みんなきらめく笑顔のまち

【基本目標】

基本目標 1

子どもの成長を支える
教育・保育の環境づくり

【施策の展開】

- (1) 多様な子育て支援サービスの充実
- (2) 子どもの健全育成
- (3) 次代の親の育成
- (4) 食育の推進

基本目標 2

安心して子どもを産み育てる
ことができる環境づくり

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 小児医療等の充実
- (3) 子育てに配慮した地域環境の整備
- (4) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (5) 障害児施策の充実
- (6) 経済的支援の充実
- (7) 外国につながる子どもへの支援

基本目標 3

子ども・子育てを地域で
支え合う環境づくり

- (1) 子育て支援ネットワークづくり
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 児童虐待防止対策の充実
- (4) 子どもの安全・安心の確保

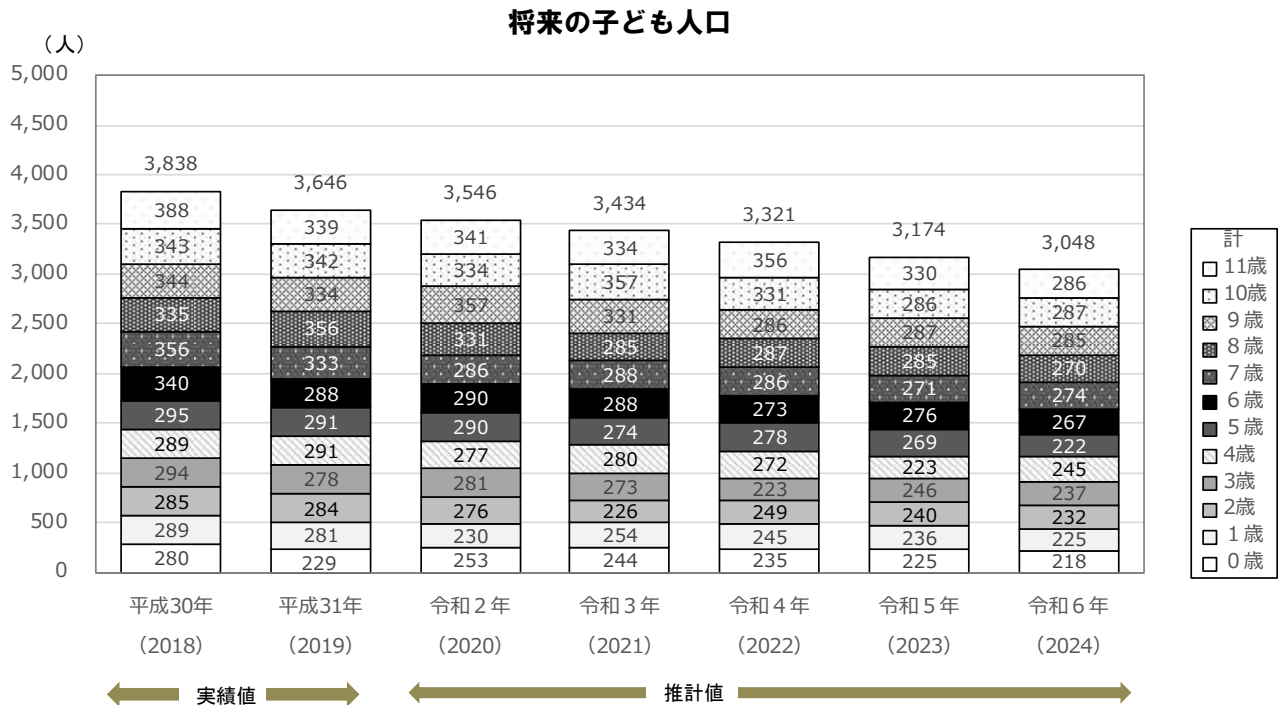
基本目標 4

子育てと仕事を両立できる
環境づくり

- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

4 将来フレーム（将来の子ども人口）

未就学児、小学生の子ども人口は、平成31年の3,646人から年々減少し、令和6年には現在の84%の3,048人となる見通しです。



		実績値		推計値				
		平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
未就学児	0歳	280	229	253	244	235	225	218
	1歳	289	281	230	254	245	236	225
	2歳	285	284	276	226	249	240	232
	3歳	294	278	281	273	223	246	237
	4歳	289	291	277	280	272	223	245
	5歳	295	291	290	274	278	269	222
	小計	1,732	1,654	1,607	1,551	1,502	1,439	1,379
小学生	6歳	340	288	290	288	273	276	267
	7歳	356	333	286	288	286	271	274
	8歳	335	356	331	285	287	285	270
	9歳	344	334	357	331	286	287	285
	10歳	343	342	334	357	331	286	287
	11歳	388	339	341	334	356	330	286
	小計	2,106	1,992	1,939	1,883	1,819	1,735	1,669
中学生	12歳	339	383	336	338	331	353	327
	13歳	388	335	383	336	338	331	353
	14歳	393	390	335	383	336	338	331
	小計	1,120	1,108	1,054	1,057	1,005	1,022	1,011
高校生	15歳	369	387	386	332	380	333	335
	16歳	425	360	384	383	329	377	331
	17歳	465	423	361	385	385	329	379
	小計	1,259	1,170	1,131	1,100	1,094	1,039	1,045
0～17歳 合計		6,217	5,924	5,731	5,591	5,420	5,235	5,104

※実績値は「住民基本台帳」4月1日現在（外国人を含む）

第4章 子ども・子育て支援の総合的展開

基本目標1 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

(1) 多様な子育て支援サービスの充実

(第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策)

【施策の方向】

子育ての負担感などの緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、教育・保育施設の充実を図るとともに、また、子育て家庭の親と子が保育所や児童館などの身近な場所で交流したり、育児相談をすることのできる地域子育て支援拠点施設や、保育所における延長保育など、多様な保育ニーズに合ったきめ細かな保育サービスの展開に努めます。

【主な取組】

① 就学前児童の学校教育・保育サービスの充実

地域のニーズに応じて、質の高い幼児教育・保育の提供体制、人材の確保及び教育・保育の質の向上等に取り組みます。

② 地域子ども・子育て支援事業の充実

共働き家庭だけではなく、すべての子育て家庭を支援する地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

(2) 子どもの健全育成

【施策の方向】

子どものよりよい育ちを支えていくために、質の高い教育・保育環境の整備及び充実を図るとともに、認定こども園の普及を促進します。さらに、すべての子どもを対象として、放課後や週末等に地域住民の協力を得て、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

【主な取組】

① 質の高い教育・保環境整備充実

主な事業項目	取組内容等	方向性
乳幼児期の教育・保育と保育内容の充実	自然体験や地域の人とのふれあい体験などの様々な体験機会を積極的に取り入れることで、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。また、道徳性や感性、創造性など、豊かな人間性を育む保育内容の充実を図ります。	継続
職員の資質向上	子どもたちの多様な成長に沿って、子どもたちの生きる力を育むため、幼稚園教育要領及び保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、研修を充実させ、教職員の資質向上を図ります。	継続
認定こども園の普及促進	幼稚園及び保育所において、認定こども園への整備を推進し、質の高い教育・保育環境の充実を図ります。	継続
幼稚園及び保育所等と学校の連携	子どもが公平に保育や教育が受けられるよう、また教育へのスムーズな接続を図るため、幼稚園及び保育所等と学校の交流を進め、接続期における教育内容・方法の共有化や連携、相互理解の促進等を図ります。	継続
保育所ネットワークの確立	保育所や認定こども園間の保育・子育て情報の共有化を図り、親への情報提供や適正な保育サービスが受けられるよう、保育ネットワークを確立させます。	継続
認可外保育施設との連携	利用者のニーズに合った多様な保育サービスを提供できるように、認可外保育施設との連携を図ることで、本市の保育サービスの水準を向上させます。	継続
休日保育事業の検討	保護者の就労、疾病などにより休日において家庭で保育が困難となる場合、子どもを一時的に預かる休日保育事業の実施を検討します。	継続
保育料の軽減	ひょうご保育料軽減制度 ⁴ の活用など、保育料の軽減を図ります。	拡大

⁴ ひょうご保育料軽減制度：兵庫県では、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、保育所・幼稚園等に通うお子さんの保育料の一部を助成する制度。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に合わせ、10月以降、補助単価を増額するとともに対象世帯を拡充。

② 放課後の居場所作り

主な事業項目	取組内容等	方向性
新・放課後子ども総合プランの推進	国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭を含むすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校の余裕教室等を活用した環境整備を進めます。また運営委員会を設置し、担当課の連携強化に努めつつ、放課後児童クラブと放課後子ども教室 ⁵ の連携を推進します。	継続
放課後子ども教室 土曜チャレンジ学習	放課後や週末の小学生を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組むことができる居場所づくりを推進します。家庭や学校、地域と連携を図り、各地域の実情を鑑み、子どもたちにとってより効果の高い放課後のあり方について検討していきます。	継続
施設整備	子どもが安全にのびのびと過ごせる環境づくりに向けて、施設・設備を充実させます。また、既存の施設を活用し、事業の拡大を図ります。	継続

③ 体験・交流活動の推進

主な事業項目	取組内容等	方向性
子育て学習センター・すこやか子育てセンター	子育てに関する相談・指導、情報提供、親子活動、育児サークルの育成・支援など、総合的な子育て支援を行います。他の関係機関との連携を図り、地域の子育て支援の拠点として事業を実施します。	継続
まちの子育てひろば事業	子育て中の親子が気軽に集い、園庭開放や子育て相談等、親子のふれあいを通して仲間づくりをし、さらにその中で子育ての悩みを話し合ったり、お互いに情報交換ができる場を確保します。	継続
児童センター（児童館）	児童の健全育成の中核的役割として、地域の子どもの遊びや文化活動等の活動内容の充実に努めるとともに、放課後児童健全育成事業、まちの子育て広場事業等の実施を通じて、子育て支援活動を充実させます。また、地域活動に対しての支援も強化し、地域の活性化と教育力の向上を促します。	継続

⁵ 放課後子ども教室：すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、すべての小学生に対して、学校の余裕教室、体育館、公民館等を活用して様々な取組を実施する事業。

主な事業項目	取組内容等	方向性
自然や文化にふれあう活動の充実	子どもたちが自然のすばらしさや大切さを学んだり、地域の文化を尊重し、継承していくことができるよう、自然や文化等にふれあう活動の充実に努めます。	継続
県民交流広場事業	小学校区を単位としたコミュニティを対象に、住民組織による身近な活動の「場」作りと活動の充実に支援します。（平成 30 年度で県補助がすべて終了、以後は各団体独自で予算を確保し、活動を継続。）	継続
スポーツ活動	スポーツを身近に親しめるよう、子どもや親子で参加できる活動の充実・提供を図ります。また、事業を広く普及させ、活動の参加を促進します。	継続
地域交流・国際交流	国内外の姉妹都市提携を結んでいる市町を中心に、親善を目的とした文化・スポーツなどをはじめとする交流事業を実施します。	継続
図書館	魅力ある図書館づくりのため、多様化・高度化したニーズに対応した新鮮な書架の提供に努めるとともに、幼児・児童を対象にした読み聞かせなど活動内容の充実に図ります。	継続
学校支援地域本部事業	地域住民による学校教育活動の支援により、学校・家庭・地域の連携協力を図るとともに、地域に根ざした教育活動を充実させます。	継続

④ 地域団体・グループ活動の促進

主な事業項目	取組内容等	方向性
子ども会活動	子ども会連絡協議会と連携し、活動の推進役である地域の子ども会の活性化のため、引き続き活動の援助・指導を行い、子ども会活動を促進します。	継続
子どもと地域高齢者の交流事業	子どもたちが高齢者との交流を通じて地域の文化にふれ、地域の人々と豊かな関係性を築きながら成長していくことができる環境づくりを推進します。	継続
少年少女スポーツ団体活動	スポーツを通じて子ども同士の交流を促進するために、少年少女スポーツ団体による各種スポーツ活動を支援します。	継続
スポーツクラブ 21 活動	小学校区単位での地域スポーツクラブ（スポーツクラブ 21）の活動を通じて、地域における世代間交流を促進します。	継続
ボランティア活動等の推進	地域に根ざした活動やボランティア活動などへの支援により、活動の活性化を図り、子どもの参加を促進します。	継続

(3) 次代の親の育成

【施策の方向】

子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を設けるなど、命の大切さを実感できる機会を提供します。

【主な取組】

主な事業項目	取組内容等	方向性
思春期における子育てふれあい活動	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」及び地域連携推進活動（地域に活かす「トライやる・アクション」）において、希望する中学生が保育所や幼稚園等で乳幼児との交流を図ります。	継続

(4) 食育の推進

【施策の方向】

乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた、食に関する学習機会や情報の提供に努めます。また、食育について効果的な支援ができるよう、健診などの開催時に学習できる機会を提供すると同時に、「あわじ環境未来島構想」における「食と農の持続」と関連を図りつつ、地域の特色を活かした食育を推進します。

【主な取組】

主な事業項目	取組内容等	方向性
「食」に関する啓発活動の推進	乳幼児健診・相談事業等を通じて「食」に関する実態を把握し、保護者が子どもの食べ物や食習慣に関心を持つことができるように働きかけます。	継続
食育活動の推進	兵庫県洲本健康福祉事務所をはじめ関係機関と連携を図りながら、保育所・幼稚園・学校等において各発達段階に応じた食育を実施し、望ましい食習慣の定着を推進します。	継続
学校における継続的な食育実践の推進	食生活に配慮し、かつ地域の特色を生かした食育を行うため、家庭及び地域との連携強化を図ります。また、食育の基礎・基本を教科の学習内容として学び、食育と教科内容の関連性を十分に理解した指導が必要であることから、食育指導に関する教材等を活用し、学校において効果的かつ継続的な食育実践を推進します。	継続
学校給食を活用した食育の推進	学校給食によって、望ましい食習慣と食に関する正しい知識を身に付けることができる機会を提供します。さらに、地場産物の活用・米飯給食における旬の食材を使用した献立の充実等により、自然の恵みや勤労の大切さなどについて関心を深めることができるよう、学校給食を活用した食育を推進します。	継続

基本目標２ 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

(１) 子どもや母親の健康の確保

【施策の方向】

母親が妊娠期間を健康に過ごし、安心して出産し、子どもが健やかに生まれ育つことができる支援に努めます。特に関係各課との連携による早期からの切れ目のない支援体制を確立し、適切な時期での介入や保護者をサポートする体制づくりを推進します。

【主な取組】

① 母子保健の充実

主な事業項目	取組内容等	方向性
妊娠出産包括支援事業（母子健康包括支援センター、産前産後サポート事業、産後ケア事業）	一人ひとりの妊産婦の不安や悩み・孤立に対応し切れ目のない相談支援の充実を図ることで、安心して妊娠・出産・子育て期を過ごせる環境づくりを促進します。	新規
母子保健手帳の交付 妊婦健康相談	妊娠中の健全な生活を送ることができるように、母子の健康管理を行うための母子健康手帳を交付します。交付時には助産師または保健師による個別相談を実施し、早期からのサポート体制づくりを行います。	継続
乳幼児健康診査	3～4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児と定期的に実施している健康診査では、乳幼児の健康保持・増進、疾病の早期発見に努めるとともに、親の育児支援など幅広い健診内容の充実を図ります。定期健診で要観察の子どもに対しては、精密健康診査、相談・指導などの継続支援を行うことで、育児不安の解消を図ります。	継続
訪問指導（妊産婦・新生児）	妊産婦・新生児の家庭を訪問し、子どもの発育、栄養、環境、疾病予防に留意し、日常生活や育児についての指導を行い、親の不安解消を図ります。	継続
各種相談事業	妊婦（母子健康手帳交付時）、7か月児等を対象に発育・発達状況及び子育て中の不安について把握し、子育てしていく力を育むよう、育児や栄養、歯科相談を実施します。	継続
こころの相談	親の育児不安に対し、子育てに自信を持てるよう支援します。	継続

主な事業項目	取組内容等	方向性
発達支援相談	専門家と保護者が一緒に子どもの発達状況を確認し、総合的な発達指導を行います。また、保護者の子育てに関する不安感・孤立感にも対応し、子どもの発育・発達を支援します。	継続
保育所等における発達支援 巡回相談	保護者が子どもの発達に意識が向き、安心して子どもの就学を迎えることができるように、適切な支援を受けられる体制づくりを行います。	継続
遊びの教室（ぽんたランド）	就園までの言語・社会性の発達に遅れのみられる子どもと保護者に対し、親の悩み・不安に共感し、子どもの持つ特徴を理解・受容し、成長を喜び合える支援を行いながら、育児力を育みます。	継続
予防接種事業	子どもを感染症から予防するため、完全に予防接種が受けられるよう、個別接種の推進を図るとともに、保護者への啓発により接種率を向上させます。	継続
乳幼児期の事故予防	乳幼児に多い転倒、溺水、誤飲等の事故に関して、乳幼児健診・相談事業での集団教育、個人相談やパンフレットの配布等を通じて、事故防止についての啓発を推進します。	継続
乳幼児医療費の助成	小学校就学前（6歳に達した日以後の最初の3月31日まで）の乳幼児が健康保険による診療を受けた時の医療費の自己負担分を助成します。所得制限がありますが、0歳児にはありません。	継続

(2) 小児医療等の充実

【施策の方向】

現在実施している医療体制が継続できるように、関係機関や近隣自治体との連携を図りつつ、いざという時でも信頼して診てもらえるよう、かかりつけ医を持つことの必要性についての啓発を推進します。

また、不妊や不育症に悩む夫婦への支援として、随時相談に応じるとともに、県が実施している不妊専門相談や不妊治療費助成事業、不育症治療費助成事業の周知を図ります。

【主な取組】

① 小児医療の充実

主な事業項目	取組内容等	方向性
洲本市応急診療所 休日・夜間の小児救急医療	休日・夜間の小児の急病に対応するため、医師会等の協力のもと、小児救急医療体制及び応急診療所の設備の充実に努めます。	継続

② 不妊に対する助成

主な事業項目	取組内容等	方向性
特定不妊治療費助成事業	高額な医療費が必要となる特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担軽減を図り、治療に伴う不安や精神的な負担に対して支援します。	継続
不妊に関する相談事業	妊娠を希望する夫婦に対し相談事業を行い、不妊に関する不安や悩み等の軽減に努めます。	継続

③ 不育症に対する支援

主な事業項目	取組内容等	方向性
不育症治療費助成事業	2回以上流産や死産を繰り返す「不育症」の治療を受ける夫婦の経済的負担軽減を図り、治療に伴う不安や精神的な負担に対して支援します。	新規

(3) 子育てに配慮した地域環境の整備

【施策の方向】

道路、公園、公共交通機関、公的建築物において、段差の解消等のバリアフリー化を進めるとともに、妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」を啓発し、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化に向けた取組を推進します。また、子どもや親子連れが安心して遊べる環境整備に向けた取組を推進すると同時に、市営住宅等における住環境の整備・充実を図ります。

【主な取組】

① 安心して外出できる環境の整備

主な事業項目	取組内容等	方向性
公共施設等の整備	公共施設において、親子トイレ、授乳コーナー、ベビーカーで移動するためのエレベーターの設置など、子どもや親子連れに配慮した子育てバリアフリー等の施設整備を推進します。また、民間施設等への働きかけも行います。	継続
道路の整備	子どもや親子連れが安心して行動できるよう、通園、通学路の安全点検、歩道の確保や段差の解消、点字ブロックの設置などを計画的に実施し、安全かつ快適な歩行空間の整備を推進します。	継続
公共交通網の利便性強化	公共交通機関との協力・連携によって、公共交通網の充実、安全性とサービスの向上を図り、利便性を強化します。	継続

② 子どもの遊び場の整備・充実

主な事業項目	取組内容等	方向性
公園緑地の整備	緑化や児童遊具の整備・充実や、幅広い年齢層の住民が憩い交流できる公園緑地づくりを推進します。さらに、地域住民の参加による良好な公園緑地づくりを促進します。	継続
自然と親しめる場の確保	緑や親水空間など豊かな自然資源の保全と活用を図り、子どもが自然と親しむことができる場の充実に努めます。	継続
良好な景観づくり	うるおいとやすらぎのあるまちづくりを進めるため、地域固有の自然や歴史、文化遺産を活かしながら都市緑化を効果的に進め、良好な景観の形成を図ります。	継続

③ 子育てに快適な住環境づくり

主な事業項目	取組内容等	方向性
市営住宅等の整備	周辺環境に配慮した適切な市営住宅等の維持管理とともに、既存ストックの活用等にあたって、地域環境との調和や多様な家族構成、子どもをはじめ高齢者・障害のある人への配慮、子どもが安全に遊べる広場を維持するなど、多様なニーズを踏まえて、良好な市営住宅等の整備を推進します。	継続
宅地開発の誘導	民間の宅地開発については、法に基づいた適正な指導を行うとともに、地域の実情等を勘案し、適正な開発を誘導します。	継続
住環境の整備	引き続き、快適な生活環境を確保するために、安全性・快適性に配慮しながら生活基盤施設の整備を進め、住環境の整備・充実を図ります。	継続
シックハウス対策	市営住宅をはじめ、園舎や校舎などの子どもを取り巻く建築物について、適正な環境調査を実施するとともに、市民に対してシックハウス ⁶ に関する意識啓発を行い、子どもにとって安全・安心な環境づくりを推進します。	継続

⁶ シックハウス：住宅の高気密化などが進むに従って、建材等から発生する化学物質などによる室内空気汚染等と、それによる健康影響のこと。

(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進

【施策の方向】

就労支援を軸としながら、住居、子どもの養育、離婚手続きの相談対応など、無理のない自立に向けた総合的な支援を提供するとともに、相談への適切な対応ができるよう、関係機関等との連携を図ります。

また、子育て世帯における経済的負担を軽減し、安心して子育てができるとともに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないことがないよう、近年問題となっている貧困家庭や生活保護家庭を、自立に向け支援します。

【主な取組】

① ひとり親家庭等への支援の充実

主な事業項目	取組内容等	方向性
ひとり親家庭への相談事業	ひとり親家庭の抱える様々な悩みに対して、適切な助言・指導を行うことができるよう、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員等関係機関との連携を強化し、相談・指導体制の充実を図ります。	継続
ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当の支給、医療費の助成、ひとり親家庭に対する貸付や教育費等の援助など、ひとり親家庭に対して経済的支援を行います。また、各種制度を周知します。	継続
ひとり親家庭への生活支援事業	ひとり親家庭の自立を促進するため、母子生活支援施設を有効活用します。また、父子家庭に対する家庭援護サービスの実施を検討します。	継続
ひとり親家庭への就業支援	母子・父子自立支援員、福祉関係機関、公共職業安定所等と協力し、ひとり親の就業促進を図ります。また、自立支援教育訓練、高等職業訓練促進等の雇用対策、母子・父子福祉資金の貸付等に取り組み、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図ります。	継続
家庭生活支援員の派遣（婦人共励会委託事業）	児童養護施設への子育て短期支援、ひとり親家庭等の日常生活を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	継続

(5) 障害児施策の充実

【施策の方向】

特別な支援を要する子どもの健全な発達に向けて、個々の発達や障害に応じた適切な療育体制や教育支援、在宅福祉サービスなど、保健、医療、福祉、教育等の相互の連携を強化し、総合的に支援します。

【主な取組】

① 障害のある子どもとその家庭への支援

主な事業項目	取組内容等	方向性
障害児保育	障害のある子どもも障害のない子どもとの交流を深めることができるよう、障害のある子どもに適した保育内容を検討するなど、受け入れ体制を整備します。	継続
障害児保育・特別支援教育の充実	保育所、幼稚園、認定こども園及び学校等において、保育士・教職員の加配や研修等の実施により、障害のある子どもの保育・教育環境の充実を図ります。	継続
育成医療	身体に障害のある子ども、または支援を要する子どもが指定育成医療機関に入・通院し、早期に治療を行い、比較的短期間のうちに障害の軽減を図ること及び生活能力の向上を目的に、医療の給付を行います。	継続
養育医療	身体の発達が未熟なまま出生した乳児は、生後すみやかに適切な処置をすることが必要であるため、指定養育医療機関に入院した際に、養育に必要な医療の給付を行います。	継続
福祉手当等の支給	障害のある子どもやその家族のより安定した生活を保障するために、障害児童福祉手当、特別児童扶養手当等各種手当の支給を行います。また、各種制度を周知します。	継続
発達障害児を持つ親の会（マーチの会）	保護者同士の交流・情報交換を通して子どもの特性を理解し見通しをもつことで、子育てに自信が持てるよう支援します。	継続
障害児支援の提供体制の整備等	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、必要な障害福祉サービス及び障害児通所支援等の専門的な支援の確保に努め、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な地域で受けられる体制を整えます。	新規

（６）経済的支援の充実

【施策の方向】

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、自分の将来に希望が持てる社会の実現をめざして、子育て世帯における経済的負担を軽減し、安心して子育てができる体制づくりを進めます。

【主な取組】

主な事業項目	取組内容等	方向性
児童手当の支給	中学校修了までの子どもに、児童手当を支給します。	継続
教育費の支援	小・中学校の教育費の負担が困難な保護者に対して就学援助を行い、教育費の負担軽減を図ります。	継続
出産祝金支給事業	子を出産し養育されているお母さんに、お祝い金を支給します。	継続

（７）外国につながる子どもへの支援

国際化の進展とともに今後増加が見込まれる外国籍の子どもが、円滑に教育・保育等が利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。

【主な取組】

主な事業項目	取組内容等	方向性
子ども多文化共生サポーター	日本語指導が必要な外国人児童生徒等の学校生活への早期適応を促進するため、児童生徒の母語を話することができる子ども多文化共生サポーターを派遣し、支援を行います。	継続

基本目標3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり

(1) 子育て支援ネットワークづくり

【施策の方向】

子育てを地域社会全体で支えていくためには、地域の関係機関や地域住民との連携が必要です。保護者同士や相談支援員のネットワーク、行政や関係機関とのあらゆるネットワークを有機的につなげることで、地域全体の子育て力の向上を図ります。また、そのネットワークの一部として、気軽に相談できる窓口や電話での相談、地域の担い手による相談活動など、保護者のニーズや利用増加に対応した相談体制の整備を図ります。そういった一連の子育て情報を集約し、積極的に発信することで、よりよい子育てができる環境を構築していきます。

【主な取組】

① 地域の子育て支援の活動拠点づくり

主な事業項目	取組内容等	方向性
活動施設・拠点の確保	子どもや子育てに関わる活動機会の充実を図るために、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校、公民館など身近な地域の各種施設を有効に活用していきます。	継続

② 地域の子育て支援のネットワークづくり

主な事業項目	取組内容等	方向性
親子ふれあい体験教室	子育て学習センターにおいて、就園前の子どもと保護者等を対象に、親子でのふれあいの機会や遊びの場を提供するとともに、男性の子育て参画意識の向上にも努めます。	継続
民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化	民生委員・児童委員、主任児童委員の地域における活動の支援を行い、連携強化を図ることで、より地域に根ざした子育て支援を実施します。	継続
洲本市すこやか子育て連絡会の連携強化	「洲本市すこやか子育て連絡会」を構成する関係機関・団体同士で積極的な情報交換を行うなど、連携を強化し、子育て支援サービスのネットワーク化を図ります。	継続
未就園児とその保護者への交流の機会づくり	保育所・幼稚園等に通園していない、孤立しがちな未就園児とその保護者に対して、園庭・園舎の開放や親子登園やにこにこひろばなどを通じて、相談や交流機会の提供を行います。	継続

③ 相談体制の充実

主な事業項目	取組内容等	方向性
保育所相談事業	身近な相談場所として、いつでも気軽に保育所や認定こども園が利用できるように、保育士等による相談を行います。	継続
悩み相談	子育て学習センター・すこやか子育てセンターにおいて、面談や電話による子育ての悩み相談を行います。また、悩みの解決に向けて適切な相談ができるよう、関係機関との連携を図ります。	継続
民生委員・児童委員、主任児童委員活動	地域の身近な相談者として、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の周知を図り、相談活動を活性化させます。	継続
家庭児童相談室	家庭児童相談室において、子どもや子育てに関する様々な相談・指導を行い、子どもや家庭の福祉の向上を図ります。多様化・複雑化した相談内容に対応できるよう、関係機関との連携を強化します。	継続
教育相談	青少年センター・教育センター等において、家庭と学校の連携を図りつつ、教育相談を実施します。問題行動の未然防止、早期発見や適切な対応を実施するとともに、相談員の質の向上に努め、相談活動の充実を図ります。	継続
子育てに関する相談体制の整備	子育てに関する様々な悩みに対して適切な相談・指導ができるよう、福祉・保健・教育等相談機関のネットワークを構築し、すみやかにサービスが提供できる相談体制の整備を図ります。	継続

④ 情報提供の充実

主な事業項目	取組内容等	方向性
子育て情報提供体制の整備・強化	関係機関とのネットワーク化を図り、子育てに関するサービスや遊び場などの必要な情報を取りまとめ、広報だけでなく、子育てハンドブックの発行、インターネット・SNS 等各種メディアの活用など、積極的な情報発信と幅広い周知に取り組みます。	継続
子育て情報誌の拡充	地域の自主育児サークルと育児支援関係機関が作成した子育て情報誌をさらに充実させるとともに、より身近で効果的な場所への設置・配布を図ります。	継続

(2) 家庭や地域の教育力の向上

【施策の方向】

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携・協力することで、社会全体で子どもを育てる意識を醸成し、さらには家庭や地域の教育力を総合的に高めることをめざします。

また、社会の変化の中にあっても、すべての子どもが力強く生きていけるよう育成するとともに、子ども一人ひとりがのびのびと育つことのできる環境整備を推進します。さらに、子どもが自分の心と身体を守り、相手を思いやる気持ちを育むことができるよう、正しい知識の普及・啓発を図ります。

【主な取組】

① 家庭の教育力の向上

主な事業項目	取組内容等	方向性
家庭教育力の育成	家庭学習の手引きの配布や子育て講演会などへの支援を通じて、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を図ります。	継続

② 子育て支援の人材づくり

主な事業項目	取組内容等	方向性
育児ボランティア、地域活動ボランティア及びリーダーの育成	育児ボランティアや地域活動を行うボランティア、活動の中心の役割を果たすリーダーの確保及び育成を図ります。特に子育てを終えた人、高齢者などの知識や経験を積極的に活用します。	継続
子育てサポーターの育成	子育てサポーターを育成し、子育てサポーターを中心としたネットワークの構築をめざし、地域での子育て支援の推進を図ります。	継続

③ 社会全体の子育て意識の醸成

主な事業項目	取組内容等	方向性
子ども・子育て支援事業計画の周知	市民に対して「子ども・子育て支援事業計画」を周知させることで、まち全体の子育て支援に対する意識を高めます。	継続

④ 学校教育の充実と相談体制の整備

主な事業項目	取組内容等	方向性
自然学校	人や自然とのふれあい、地域社会への理解を深めるために、自然の中での集団宿泊学習を実施します。普段の生活では得がたい様々な体験を通して、主体性と協働性を培うことをめざし学習内容の充実を図ります。	継続

主な事業項目	取組内容等	方向性
トライやる・ウィーク	中学生が地域や自然の中で、自主性を尊重した様々な活動や体験を通して、生きる力を育みます。学校・家庭・地域の連携を図りつつ事業を実施します。	継続
トライやる・アクション	トライやる・ウィーク推進事業で培われた地域の教育力を活用し、地域の後継者である生徒が地域の良さやふるさとの恵みにふれることができるよう、既存の地域行事等への積極的な参加を促進します。	継続
道徳教育の充実	ボランティア活動や福祉体験活動、兵庫型「体験活動」等を通じて、道徳的実践力の向上を図り、児童・生徒の自尊感情を育み、他者への思いやりや一人ひとりの道徳性を育てます。	継続
人権教育の充実	子ども一人ひとりが差別や偏見を持つことなく、人権の大切さを認識し、すべての人の人権を尊重することができるよう、人権教育の充実を図るとともに、洲本市いじめ防止基本方針を踏まえた取組を推進します。	継続
教育環境の整備	子どもが安心して教育を受けることができるよう、校舎・体育館等学校施設の老朽化対策やバリアフリー対策を実施します。また、多様な学習に対応するための設備の充実など、良好な教育環境の整備を図ります。	継続
開かれた学校づくりの推進	オープンスクールを実施し、保護者や地域住民に教育活動の情報を提供します。さらに学校評価や学校評議員制度により、学校に対する意見等を聴きながら、開かれた学校づくりを推進します。	継続
特色ある学校づくりの推進	各学校において、地域の人材の積極的な活用や、ふるさと学習等を進め、地域とともに創意工夫しながら特色ある学校づくりを推進します。	継続
子どもの相談体制の充実	関係機関との連携を図り、親や教師に悩みを相談できない子どもがいつでも気軽に相談できる体制づくりを整備するとともに、子どもに対して広く情報提供を行います。	継続
特別支援教育	子どもの障害や発達障害の実態に応じた教育課程の編成・実施を図り、個々に応じた適切な指導内容・方法の改善・充実を推進します。	継続
適応指導教室	不登校児童・生徒の自立心や社会性を育み、心の安定や生活への適応能力の向上を図り、学校生活への復帰を支援します。	継続
教職員の資質の向上	教職員の資質向上のため、教職員自らが主体的に研修に取り組み、個性を尊重した指導や様々な課題に対応できる力の向上につながる体制づくりを図ります。	継続

主な事業項目	取組内容等	方向性
安全な教育環境づくり	教職員の危機管理意識を高めるための研修会を実施するとともに、危機管理マニュアルを作成し、施設・設備の改善を進め、安全な学校環境づくりを図ります。	継続

⑤ 思春期保健対策の充実

主な事業項目	取組内容等	方向性
喫煙・薬物等の有害性についての啓発	学校教育や医師による防煙、受動喫煙防止教育の実施を通じて、煙草や薬物等の有害性・危険性に関する知識を普及させます。	継続
心の問題に対する支援	学校にスクールカウンセラー ⁷ を配置し、子どもの心の問題の早期発見・内面理解に努め、適切な指導を行います。また、小・中学校において「子どものこころの教育プログラム」を試行実施します。さらに、各種専門相談員や地域住民の支援体制等の整備も検討しながら、各相談窓口や関係機関との連携強化を図り、多様な心の問題に対する支援を行います。	継続

⁷ スクールカウンセラー：学校において、子どもの生活上での問題や悩みごとについて相談を受けたり、助言したりする臨床心理の専門家。

(3) 児童虐待防止対策の充実

【施策の方向】

児童虐待相談対応件数が年々増加する中、児童虐待の未然防止、また、早期発見と適切かつ迅速な対応を図るため、引き続き、要保護児童対策協議会を中心として、関係機関と連携し、児童虐待防止対策や社会的養護の充実に向けた総合的な取組の強化を推進します。

また、虐待予防の観点から、子どもの人権を尊重する機運を高めるため、広報・啓発活動のほか、あらゆる機会を通じて人権意識の高揚を図ります。

さらに、国において、ソーシャルワークを中心とした機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度までに全市区町村に設置する目標が掲げられたことから、本市においても拠点機能の検討を行い、子どもとその家庭への相談支援体制の強化を図ります。

【主な取組】

① 子どもの人権を尊重する社会づくり

主な事業項目	取組内容等	方向性
人権教育の推進	市民一人ひとりが差別や偏見を持つことなく、人権の大切さを認識し、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、家庭、学校、地域、企業など社会の様々な場を通じて、人権教育の推進や人権意識の啓発を図ります。	継続
児童の権利に関する条約等の普及・啓発	子どもを人格をもった一人の人間として捉え、子どもの権利に対する理解が深まるように、「児童の権利に関する条約」で守られる生きる権利等と、「児童憲章」の趣旨や内容の幅広い普及と啓発に向けた取組を推進します。	継続

② 児童虐待の防止・早期発見・早期対応の充実

主な事業項目	取組内容等	方向性
児童虐待防止の啓発	親が子育ての悩みを抱え込むことがないように、相談窓口の情報提供に努めるとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、要保護児童に関する通告義務等について広く啓発を図ります。	継続
児童虐待の早期発見・対応のための活動推進	健診や相談など、各保健事業における虐待ハイリスクケースへのフォローや、保育所・幼稚園・学校等での相談事業等を通じた見守りによる早期の発見に努めます。	継続
児童虐待防止に向けたネットワークづくり	子どもへの虐待に対して、適切かつ早期に対応を図るため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関及び地域との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを推進します。	継続

主な事業項目	取組内容等	方向性
要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）	要保護児童等に関する情報交換や支援内容を協議し、地域全体で子どもたちや子育て家庭に対して適切な支援が円滑に行われるよう取り組みます。（代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議の開催）	継続
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施します。	継続
要保護児童の養育支援	様々な理由により保護が必要であったり、養育が困難である子どもの人権を保護するため、乳児院、児童養護施設、児童福祉施設等への入所や里親委託などによる健全な養育を支援します。	継続

(4) 子どもの安全・安心の確保

【施策の方向】

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、警察や関係機関・団体との連携及び協力体制の強化を図り、総合的な交通安全・防犯対策を推進するとともに、防災教育の充実を図ります。また、スマートフォンの普及に伴う長時間利用による生活リズムの乱れや、有害サイトを通じた犯罪等が問題になっており、学校等を通じて情報に関する正しい判断や、有害情報の回避といった情報モラルの教育を推進します。被害にあった子どもに対しては、カウンセリングや保護者に対する助言など、関係機関と連携して早期に対応を図ります。

【主な取組】

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

主な事業項目	取組内容等	方向性
交通環境の整備	通学路を中心とした交通安全施設の整備、違法・迷惑駐車や放置自転車の防止、交通規制の適正化などによる良好な交通環境の確保を図ります。	継続
交通安全教育の推進	保育所・幼稚園・学校等における交通安全教室の充実を図り、一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、交通ルールや自転車通行のマナー等の指導を行い、子どもの交通事故防止を推進します。	継続
交通安全意識の高揚	市民全体に対し、街頭啓発等を通じて交通安全の意識を高め、交通マナーの向上を促進します。	継続

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

主な事業項目	取組内容等	方向性
地域環境の整備	子どもの健全育成のために、地域住民の協力を得て、地域子育てネットワーク推進協議会やボランティア等の連携のもと、地域安全活動の強化、犯罪を誘発するような社会環境の浄化、青少年の非行防止、自主防犯意識の普及・啓発など、地域環境の整備を図ります。	継続
防犯活動の推進	学校教護委員会の定期的な開催による情報交換や、防犯協会、青少年補導員、自主防犯グループと連携したパトロールにより、犯罪の抑止を図ります。また、「子どもを守る110番の家・店 ⁸ 」や防犯カメラの設置等により、子どもの犯罪被害の未然防止を推進します。	継続
被害にあった子どもの保護	スクールカウンセラーの配置等を通じて、子どもの立ち直りや、その後の健全な育成を支援します。	継続

⁸ こども110番の家：子どもたちが登下校時や公園などで身の危険を感じたときに、安心して避難できる場所として、地域の民家・商店・事業所などの自主的な協力の下、子どもたちを安全に保護し、110番通報などをするために設置されたもの。

③ 子どもを災害から守るための活動の推進

主な事業項目	取組内容等	方向性
防災教育の推進	子どもを災害から守るまちづくりの推進に向けて、保育所・幼稚園・学校等における避難訓練や防災教育を実施します。	継続
地域における防災活動の促進	地域での防災訓練等の開催を促進し、自主防災組織 ⁹ の普及・啓発と組織の強化を図ります。	継続

④ 子どもを取り巻く有害環境対策

主な事業項目	取組内容等	方向性
健全な環境づくりの促進	警察等関係機関との連携を強化し、有害な図書類の販売店及び玩具類取扱店、レンタルビデオ店、インターネットカフェ、カラオケハウス等への訪問調査・指導を通じて有害環境の浄化を図ります。	継続

⁹ 自主防災組織：地域住民が協力して「自分たちの地域を自分たちで守る」ために立ち上げる組織のこと。

基本目標４ 子育てと仕事を両立できる環境づくり

（１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

【施策の方向】

家庭生活において男女がともに協力し、固定的な性別役割分担意識を見直すために、男女共同参画意識の普及・啓発を図ります。また、各種制度の整備が進む中でも、実際には取得・活用が十分に進んでいない状況が続いていることから、各種制度の取得・活用を促進すべく、職場等へ働きかけます。さらに、子どもを産んだあとも女性が働き続けることができるよう、幅広い就労支援に取り組めます。

【主な取組】

① 男性の家事・育児参加の促進

主な事業項目	取組内容等	方向性
男女共同参画意識の普及	国が推進している働き方改革の効果により、その空いた時間を男性も家庭生活で共同で担うことで固定的な性別分担意識を見直すとともに、セミナーや講演会以外にも様々な啓発を通じてワーク・ライフ・バランス ¹⁰ の実現に向けた取組を推進します。	継続

② 職場環境の整備

主な事業項目	取組内容等	方向性
育児休業制度等諸制度の普及・啓発	子育てと仕事が両立できるように、育児休業制度等の制度の趣旨や内容についての普及・啓発を図ります。	継続
労働条件の改善の啓発	子育て家庭が就業生活と家庭生活の両立を図り、ゆとりある生活を送ることができるように、フレックスタイム ¹¹ 制、労働時間の短縮など、子育てに配慮した労働条件の改善に向けた啓発を推進します。	継続
職場における意識改革の推進	子育ての社会的役割の認識、男女の固定的な性別役割分担意識の解消や、家庭における男女共同責任の認識の浸透を図り、子育てと仕事を両立できるように、職場全体が協力し合う機運の醸成を図るための啓発を推進します。	継続

¹⁰ ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、それが実現した社会は、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会と定義される。

¹¹ フレックスタイム制：始業や就業の時間を社員が自分で自由に決めることができる働き方」のこと。

③ 就業や再就職支援の充実

主な事業項目	取組内容等	方向性
就業情報の提供・相談	関係機関との連携を図り、就業情報の提供に努めるとともに、気軽に利用できる職業相談の場の設置を検討します。	継続
女性の職業能力の開発に向けた支援	女性の就業あるいは再就職を促進するために、技術・技能を修得できる講習会の開催等、能力開発に向けた支援を行います。	継続

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

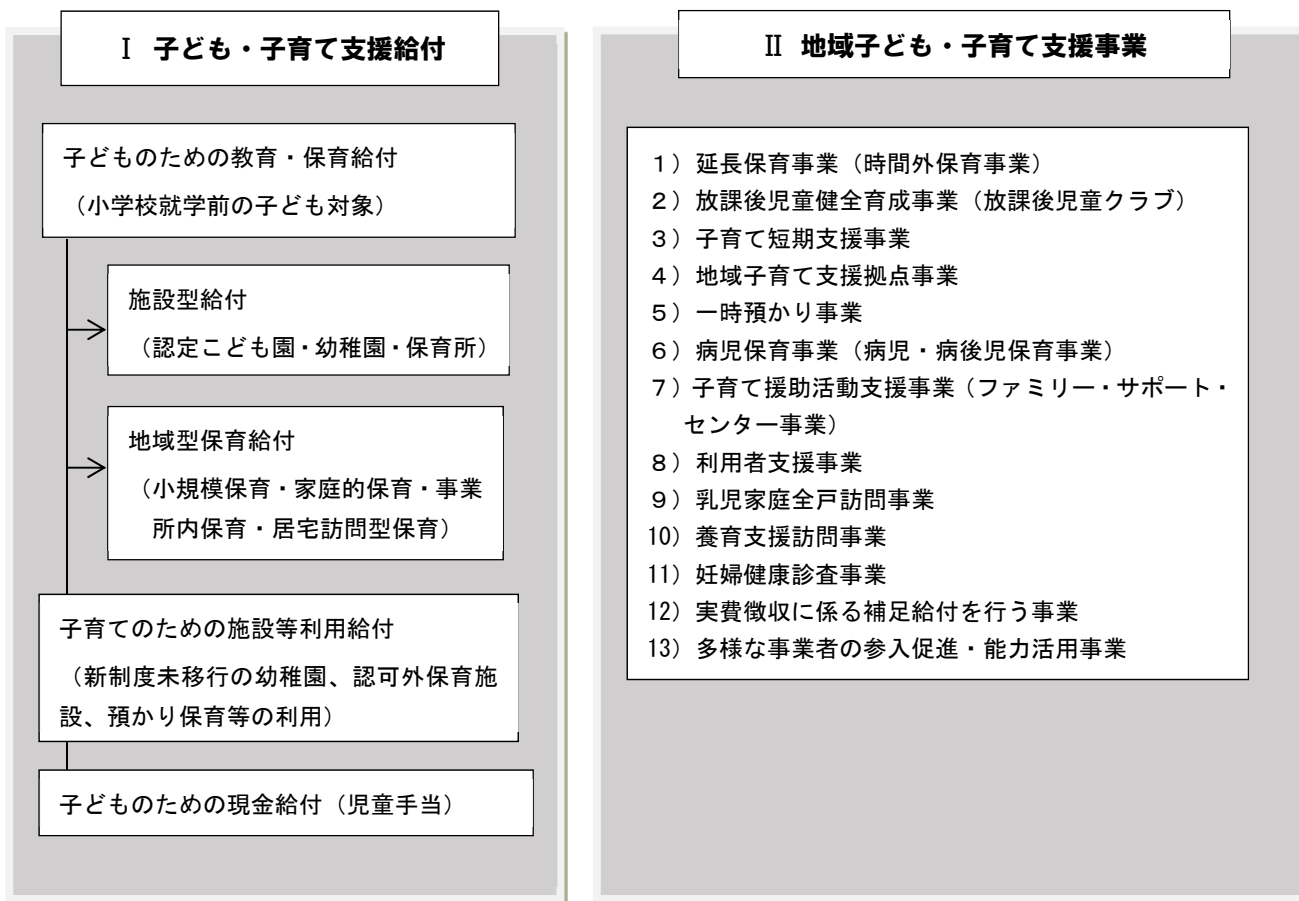
1 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

また、教育・保育の無償化により、新たに施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

制度における給付・事業の全体像



(2) 対象となる施設・事業

① 子どものための教育・保育給付（教育・保育施設）

施設種別	利用できる保護者	対象となる子ども	内 容
幼稚園	制限なし	3歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。 新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育所	共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を行います。 0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料が無償となります。
認定こども園	教育利用:制限なし 保育利用:共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設で、幼稚園的機能（教育利用）と保育所的機能（保育利用）の両方の役割を果たします。 0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料が無償となります。

② 地域型保育（地域型保育給付）

地域型保育は、市の認可事業として、待機児童の多い0歳児～2歳児を対象とする事業です。地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

事業種別	内 容
家庭的保育	家庭的保育事業者（保育ママ）がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（定員6人から19人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子もだけでなく、地域の保育を必要とする子どもも一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

③ 子育てのための施設等利用給付

幼稚園<新制度未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

施設種別	対象となる子ども	利用支援の内容
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3歳～就学前	新制度の幼稚園における利用者負担額 2.57 万円を上限として無償化。
特別支援学校の幼稚部	3歳～就学前	3～5歳の就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料を無償化。
認可外保育施設	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料を無償化。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化。
預かり保育事業	3歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動 支援事業	0歳～就学前	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）または特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額 3.7 万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができる。

④ 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり保育」「病児・病後児保育」「地域子育て支援拠点事業」など、地域での様々な子育て支援事業を実施します。

(3) 保育の必要性の認定

① 認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（教育利用）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園（保育利用）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園（保育利用） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どもの内、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

② 保育を必要とする事由

保育所などで保育を希望する場合の保育認定（2号認定、3号認定、新2号認定、新3号認定）にあたっては、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

- ・就労（月64時間以上）
- ・妊娠、出産
- ・疾病、障害
- ・同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動
- ・就学
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

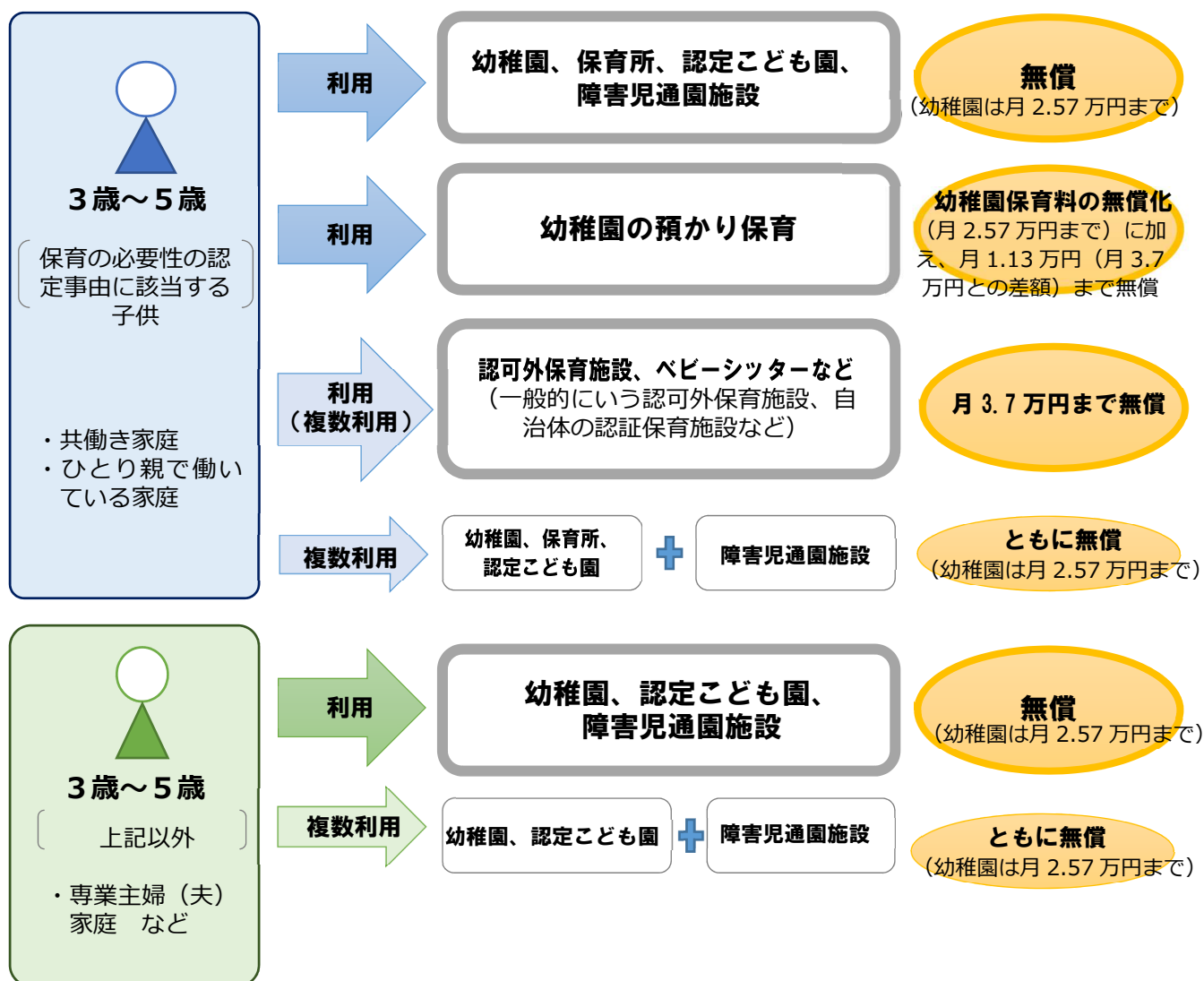
③ 保育の必要量

保育の必要な時間に応じて、次のいずれかに区分されます。

- ・「保育標準時間」認定：フルタイム就労などを想定した利用時間（11時間以内）
- ・「保育短時間」認定：パートタイム就労などを想定した利用時間（8時間以内）

【参考：幼児教育・保育の無償化について】

※幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月 4.2 万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

2 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

自治体は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。

本市では教育・保育提供区域について、1期計画を継承し次のように設定します。

本市における教育・保育の提供区域は、全市的な取組やまちの構想に基づき、市民の移動実態を踏まえた施設、事業の整備など、敏速かつ柔軟に対応できるといった点を加味して、広域的に圏域を捉え、1圏域に設定します。

3 教育・保育の量の見込みと確保の内容

市では、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用にあたり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて利用のための認定を行います。計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、平成27年度からの実績をもとに、計画策定に係るニーズ調査（平成30年11月実施）の結果も活用し定めます。

【提供体制・確保方策の考え方】

幼児期の学校教育・保育施設としては、幼稚園と保育所、認定こども園において、量の見込みに応じた確保方策の定員数を確保できるよう、施設整備等に取り組んでいきます。また、地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討します。

【幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容及び時期】

「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次の通り設定します。
この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

（１）１号認定（認定こども園及び幼稚園）（２号認定の幼稚園の利用希望を含む）の量の見込み

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)		202	197	185	176	168
内 訳	1号認定	170	166	156	149	142
	2号認定(幼稚園等希望)	32	31	29	27	26
②確保の内容		202	197	185	176	168
内 訳	認定こども園、幼稚園(特定教育・保育施設)	90	86	76	69	62
	確認を受けない幼稚園	112	111	109	107	106
②-①		0	0	0	0	0

（２）２号認定（認定こども園及び保育所）の量の見込み

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)	642	626	585	558	533
②確保の内容 (保育所、認定こども園等)	642	626	585	558	533
②-①	0	0	0	0	0

（３）３号認定（認定こども園及び保育所）の量の見込み

① 0歳児

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)	42	40	39	37	36
②確保の内容 (保育所、認定こども園等)	42	40	39	37	36
②-①	0	0	0	0	0

② 1・2歳児

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)	254	238	246	237	228
②確保の内容 (保育所、認定こども園等)	254	238	246	237	228
②-①	0	0	0	0	0

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

【事業概要】

延長保育事業（時間外保育事業）は、保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、保育時間（標準時間：11 時間、短時間：8 時間）を超えて保育する事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

延長保育事業（時間外保育事業）については、令和元年度現在 10 箇所を実施しています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	67	65	65	63	62
②確保方策	人	67	65	65	63	62
②-①	人	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象とし、活動や遊び場を通し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、令和元年度現在 11 箇所を実施しており、地域の実情に応じて弾力的に運用しています。さらに「新・放課後子ども総合プラン」の推進として、放課後子ども教室との一体的サービスの提供に努め、総合的な放課後対策に取り組みます。

今後、児童の安全な保育環境を図る観点からも、市所管施設の有効活用や小学校の余裕教室等の活用促進など、提供体制の確保に努めます。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参考児童数	1年生(6歳)	人	290	288	273	276	267
	2年生(7歳)	人	286	288	286	271	274
	3年生(8歳)	人	331	285	287	285	270
	4年生(9歳)	人	357	331	286	287	285
	5年生(10歳)	人	334	357	331	286	287
	6年生(11歳)	人	341	334	356	330	286
	計	人	1,939	1,883	1,819	1,735	1,669
①量の見込み (ニーズ量)	1年生(6歳)	人	145	147	142	146	144
	2年生(7歳)	人	114	119	121	119	124
	3年生(8歳)	人	100	91	96	100	99
	4年生(9歳)	人	45	42	37	38	38
	5年生(10歳)	人	2	2	2	2	2
	6年生(11歳)	人	0	0	0	0	0
	計	人	406	401	398	405	407
需要率	1年生(6歳)	%	50.0%	51.0%	52.0%	52.9%	53.9%
	2年生(7歳)	%	39.9%	41.3%	42.3%	43.9%	45.3%
	3年生(8歳)	%	30.2%	31.9%	33.4%	35.1%	36.7%
	4年生(9歳)	%	12.6%	12.7%	12.9%	13.2%	13.3%
	5年生(10歳)	%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%
	6年生(11歳)	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
②確保方策	提供量	人	406	401	398	405	407
	施設数	施設	11	11	11	11	11
②-①			0	0	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に児童養護施設などで一時的に児童を預かり、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。休日・宿泊を含めたショートステイ事業と、夜間に預かりを行うトワイライトステイ事業があります。

【提供体制、確保策の考え方】

保護者の疾病等の理由により養育を受けることが一時的に困難となった児童に対する支援の強化に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	3	3	3	3	3
②確保方策	人日	3	3	3	3	3
②-①	人日	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供する事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

平成30年度より、市内2箇所で開設している子育て学習センターを地域子育て支援拠点事業として整備し、事業を実施しています。今後も引き続き多くの利用につながるよう内容の充実に取り組みます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(ニーズ量)	人日	4,217	4,043	3,860	3,840	3,698
確保方策	箇所	2	2	2	2	2

(5) 一時預かり事業

【事業概要】

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、保育所での就学前までの児童を保護者の疾病、出産及び親族の看護や、育児疲れなどでリフレッシュしたい時などに預けることができる一時預かり事業があります。

【提供体制、確保策の考え方】

引き続き、利用ニーズに応じた事業実施に努めます。

⑤-1 幼稚園等における預かり保育

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園(1号・2号認定)利用ニーズ量		人	219	213	198	190	181
量の見込み (ニーズ量)	1号認定による利用	人日	4,308	4,216	3,959	3,926	3,837
	2号認定による利用	人日	8,069	7,898	7,416	7,354	7,189
	計(①)	人日	12,377	12,114	11,375	11,280	11,026
確保方策	延べ人数(②)	人日	12,377	12,114	11,375	11,280	11,026
	箇所数(公立)	箇所	2	2	2	2	2
	(私立)	箇所	4	4	4	4	4
②-①		人日	0	0	0	0	0

⑤-2 幼稚園等以外における一時預かり

				単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（①）				人日	521	495	472	445	420
確保方策	一時預かり事業（幼稚園型以外）②			人日	521	495	472	445	420
	具体策	一般型	保育所	か所	2	2	2	2	2
			認定こども園	か所	3	3	3	3	3
			計	か所	5	5	5	5	5
	確保量（②）			人日	521	495	472	445	420
差 引 （②－①）				人日	0	0	0	0	0

(6) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病児・病後児保育事業は、病気または病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所・医療機関等に併設された専用室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

平成31年より新たに開設した公立認定こども園に病後児保育室を設け、事業を実施しています。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (ニーズ量)	病児・病後児保育	人日	403	397	393	390	386
②確保方策	病後児対応型	人日	403	397	393	390	386
		箇所	1	1	1	1	1
		総定員	3	3	3	3	3
②-①		人日	0	0	0	0	0

（７）ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしたい人（提供会員）と、育児の援助をしてほしい人（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で、相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

ファミリー・サポート・センター事業については、現在実施しておりません。利用者ニーズへの対応については、既存の一時預かり事業（０～５歳）、放課後児童クラブ等で引き続き確保体制を整えるとともに、より隙間のない支援へ向けた取組として、同事業の実施も検討していきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	135	130	126	121	116
②確保方策	人日	0	0	0	0	0

（８）利用者支援事業

【事業概要】

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約して、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う新たな事業です。子どもや保護者が、幼稚園や保育所等の教育・保育事業や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるように、専任の職員等が身近な場所（行政窓口等）で支援をします。

【提供体制、確保策の考え方】

利用者支援事業については、平成 29 年度より母子保健型として事業を実施しています。利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1
	母子保健型	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1
	母子保健型	箇所	1	1	1	1	1

（９）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後４か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後２か月まで）を含む〕を訪問して、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

乳児家庭全戸訪問事業については、今後も子育て家庭の状況を把握しながら、保健師、助産師、家庭児童相談員により対象家庭を訪問し、育児に関する不安の解消をめざします。

		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み		件	253	244	235	225	218
確保方策	実施体制	人	3	3	3	3	3
	実施機関		洲本市	洲本市	洲本市	洲本市	洲本市

（１０）養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師及び保育士等の専門家が訪問等により養育に関する指導、助言及び家事の援助等を行い、適切な養育の実施を確保する事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

養育支援訪問事業については、利用状況に関わらず、要保護児童等に対する支援のために関係機関との連携強化に努めるとともに、支援が特に必要な対象者の家庭に対し支援員等を派遣し、引き続き育児不安の解消に努めます。

		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み		件	2	2	2	2	2
確保方策	実施体制	人	2	2	2	2	2
	実施機関		洲本市	洲本市	洲本市	洲本市	洲本市

(11) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

妊婦が健やかな妊娠期を過ごし安心して出産を迎えるために、助成券の交付により妊婦健康診査費用を助成し、受診勧奨を図ります。

今後も本助成を実施し、積極的な受診を促進するために支援を行います。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人	268	258	243	230	221
一人当たりの健診回数		回	14	14	14	14	14
健診回数 (受診人数×一人あたりの健診回数)		回	3,752	3,612	3,402	3,220	3,094
確保方策	実施場所		医療機関等				
	検査項目		子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重、妊娠初期検査、血液検査、超音波検査、B群溶血性連鎖球菌、ノンストレステスト 外				
	実施時期		通年				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、今後、国が示す対象範囲と上限額に基づき、低所得者に対しては、公費による負担軽減を検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」を的確に把握し、新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者の経済的負担の軽減を考慮した給付方法の検討を行い、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

第6章 計画の推進について

1 市民や地域、関係団体との協働

本計画を実効性のあるものとして着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取組が必要不可欠となります。そのためにも、ホームページ・広報などの媒体や様々な機会を通じて、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進することが必要です。

また、市民や関係団体等で構成される「洲本市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価や課題整理などを行います。

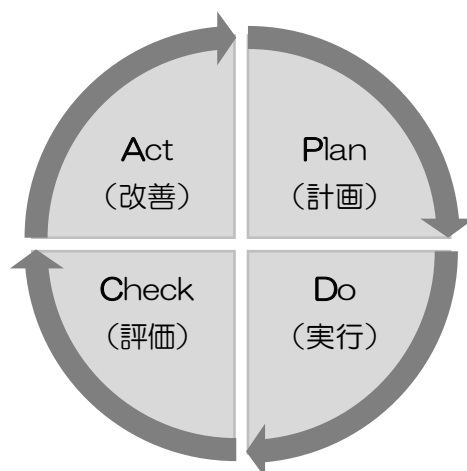
2 計画の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめとする様々な分野にわたるため、計画策定担当課（子ども子育て課）が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、さらに国・県や関係機関との連携をさらに強化し、本計画を着実に推進します。

3 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「洲本市子ども・子育て会議」などにおいて、PDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



1 洲本市子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、洲本市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

（組織等）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体に属する者
- (3) 保育関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要があると認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協力の要請）

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2 委員名簿

氏名	所属団体等		
○戸江 茂博	神戸親和女子大学 教授	1号委員	学識経験者
須恵 公雄	洲本市社会福祉協議会（放課後児童クラブ）	2号委員	関係団体
阿萬田 美恵子	洲本市民生委員・児童委員連合会 民生委員・児童委員	2号委員	関係団体
三倉 克仁	民間保育施設代表	3号委員	保育関係者
◎松山 孝博	兵庫県保育協会委員	3号委員	保育関係者
清水 晃弥	小学校校長会	4号委員	教育関係者
柳 弘一郎	私立幼稚園代表	4号委員	教育関係者
宮谷 敦子 (～H31.3) 上田 昇子 (R1.12～)	元公立幼稚園長	4号委員	教育関係者
稲谷 恵理奈	子どもの保護者	5号委員	保護者
三宅 恵理子	子どもの保護者	5号委員	保護者
加藤 順弘 (～H31.3.31) 大橋 正典 (H31.4～)	洲本市福祉事務所長	6号委員	行政機関
山本 泰平	洲本市教育委員会教育次長	6号委員	行政機関
岡本 員幸	パナソニックグループ 三洋電機 株式会社	7号委員	その他市長が認めるもの

注) ◎：会長 ○：副会長

(敬称略)

3 策定経過

年月日	内 容
平成 30 年 8 月 28 日（火）	平成 30 年度第 1 回（第 12 回）洲本市子ども・子育て会議 （１）洲本市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について （２）次期洲本市子ども・子育て支援事業計画の策定について （３）平成 31 年度の洲本市内教育・保育施設について
平成 31 年 1 月 15 日（火）	平成 30 年度第 2 回（第 13 回）洲本市子ども・子育て会議 （１）第 2 期洲本市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査について
平成 31 年 2 月 8 日（金） ～ 2 月 22 日（金）	「洲本市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施 市内の就学前児童と小学生の保護者の子育て支援に関する生活実態、ご要望・ご意見などを把握することを目的として実施
平成 31 年 4 月 24 日（水）	平成 31 年度第 1 回（第 14 回）洲本市子ども・子育て会議 （１）洲本市子ども・子育て支援事業計画の一部改定について （２）第 2 期洲本市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査結果（素案）の報告について （３）第 2 期洲本市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて
令和元年 7 月 16 日（火）	令和元年度第 2 回（第 15 回）洲本市子ども・子育て会議 （１）洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成 30 年度主な事業の実施状況について （２）洲本市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について （３）第 2 期洲本市子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について
令和元年 7 月 16 日（火）	関連団体等ヒアリング 市内で子ども・子育てに関する活動をしている団体を対象に子ども・子育てに関する課題やニーズ、今後計画に反映すべき点等についてのヒアリング調査
令和元年 10 月 17（木）	令和元年度第 3 回（第 16 回）洲本市子ども・子育て会議 （１）第 2 期洲本市子ども・子育て支援事業計画素案について
令和元年 12 月 16（月）	令和元年度第 4 回（第 17 回）洲本市子ども・子育て会議 （１）第 2 期洲本市子ども・子育て支援事業計画素案について （２）パブリックコメントについて
令和 2 年 1 月 15 日（水） ～ 2 月 14 日（金）	パブリックコメントの実施
令和 2 年 2 月 18（火）	令和元年度第 5 回（第 18 回）洲本市子ども・子育て会議

